

出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫君
上下水道課長	大久保政一君
槻木事務所長	平間信一君
危機管理監	吾妻良信君
公共工事管理監	松崎秀男君
税収納対策監	加茂和弘君
長寿社会対策監	水戸敏見君
産業活性化専門監	加藤善憲君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	薊千代君
生涯学習課長	笠松洋二君

事務局職員出席者

議会事務局長	松崎守
主 幹	相原光男
主 査	遠藤幸恵

議 事 日 程 (第3号)

平成19年9月11日(火曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

水戸義裕
大坂三男
小丸淳
森 淑子

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において11番太田研光君、12番小丸 淳君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

3番水戸義裕君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔3番 水戸義裕君 登壇〕

○3番（水戸義裕君） おはようございます。3番水戸義裕です。

自主防災組織など防災管理は大丈夫か。

我が国は、台風や地震など世界でも有数の自然災害の多発国であります。

台風の発生は、2006年1年間でも22回、上陸したもの2回で、1997年から2006年までの10年間では236回、上陸したもの32回となっています。

台風による水害といえばやはり8.5豪雨で、ほとんどの人がわかるといわれるくらいの記憶に残っているものです。1986年8月4日から5日にかけての台風10号から発達した大雨による大洪水で、県全体での被害は、死者5人、負傷者12人、住宅被害は全壊・流失68戸、半壊・半流失194戸、一部損壊857戸、床上浸水1万817戸、床下浸水2万2,158戸。被害額は1,000億円とも言われています。また、県内水田の30%が冠水し、この被害額は143億円と算定され

ています。402ミリという雨量は、明治21年観測開始以来最大のもので、200年に一度の大雨と考えられると言われてしています。

本町は、ちょっと強い雨かなという程度のもので町内あちらこちらで増水し、その場所も定位置と言ってもいいほど同じ地区、同じ場所であり、長年の課題であり、解決に向け対策を急がなければならないものであると思います。

一方、地震については、2006年1年だけでも、気象庁のデータによると、その発生回数は大小合わせて1万4,025回起きており、97年から2006年までの10年間では、マグニチュード7以上、年1回、同6以上は年に10回、同3以上は毎日10回、2以上で毎日50回程度発生しているということであります。1995年1月発生 of 阪神淡路大震災はマグニチュード7.3、震度7という巨大な地震でした。

本県では、1978年6月12日にマグニチュード7.4、震度5の宮城県沖地震が発生しており、県内の被害は、死者28人、負傷者1,325人、建物全・半壊合わせて6,757棟、道路損壊888カ所、山・がけ崩れが529カ所、停電70万戸、断水7,000戸と記録されています。

これは1995年に阪神淡路大震災が起きるまでは都市が経験した最大のものとされ、これ以降、改正建築基準法が施行され、住宅の耐震規制が強化されることになったのはご存じのことと思います。

そして、ついさきの7月16日に新潟県中越地方を中心に地震が発生し、新潟県中越沖地震と命名され、今も避難所生活を余儀なくされている多くの方たちがおられますことにお見舞いを申し上げます。

この地震の発生時間は午前10時13分ごろ、マグニチュード6.8、震度6強が新潟県中越で柏崎と刈羽村、長岡市、長野県北部で飯綱町。震度5強が新潟県上越市などとなっています。

この地震により多数の被災者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっているため、災害救助法が10市1町1村に適用されています。特に柏崎市がひどい状況であることは報道のとおりです。被害見込み額は1兆5,000億円となっています。

そして、地震といえば、新たな宮城県沖地震が近い将来に発生が予想されていますことは既にご存じのとおりで、マグニチュード7.5から8クラスの大規模地震が、本年2007年から10年以内で60%、20年以内で88%、30年以内では99%の確率で発生すると言われてしています。

さて、本町の地域防災計画書の148ページに第9節として「自主防災組織の育成」についての記述がありますが、その中で、「災害による被害の拡大を防ぐためには各地域における対策

が重要であり、住民や事業所等による自主防災組織等の育成・指導に努める」とあります。

そもそもこの自主防災組織については、1959年9月の伊勢湾台風の教訓から防災関係法令の一元化を図るために、1961年11月に制定された災害対策基本法第5条第2項に「市町村長は、当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」と言う。）の充実を図り」云々と定められたのが発祥であります。近年になって、さまざまな災害が起きてやっとなり各自自治体で組織づくりの呼びかけが盛んになっているようにも見受けられます。さらに、2004年6月に成立した、いわゆる国民保護法の中にも自主防災組織が連携・協力することを期待されていることもあり、全国的に組織の立ち上げがなされているようです。

さて、9月1日は、関東大震災を教訓として「国民防災の日」として定められ、また宮城県では、宮城県沖地震災害を教訓として6月12日は「県民防災の日」と定められ、それぞれ各地域で災害訓練を実施しています。

県では、9月1日に「平成19年度 9.1総合防災訓練」として、多賀城市と共催で陸上自衛隊多賀城駐屯地と市内各会場で31項目にわたる各種訓練が実施されます。

8月23日付の河北新報では、県が防災条例（仮称）の検討に入ったと報じていました。

この条例は、1996年に静岡県が全国初の制定をし、現在は東京、愛知など8都県で制定されているということです。

そこで、本町の自主防災組織など防災についてお聞きしたい。

1) 本年から柴田町地域防災計画の見直しをするということですが、柴田町民を災害からどう守ろうとするのか。そして、何を重点的に整備見直しをするのか。

2) 自主防災組織とは、大規模災害において地域住民同士の連携により被害を最小限にとどめるため、日ごろから地域内の安全点検や住民の防災組織の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行うとともに、実際に災害が発生した際には初期消火や被災者の救出・救助、避難及び避難生活に必要な活動、安否確認について必要な情報収集などが役割として期待されているなどということだが、この組織の本町の現状についての認識をお聞きしたい。

3) 自主防災組織づくりはほぼ完成し、組織率95%ということですが、組織率の次に大事なのが質的なもの、つまり災害発生時に自主的に活動できる組織でなければ意味がありません。そのためにはリーダーの育成が重要だと思うが、この点についてはどうか。

4) 防災資・機材の確保はどうしているのか。組織のよってこれから装備する組織と、ある程度装備は確保している組織と差があるとのことだが、地域によって調達資・機材が違ってくる

ことは当然あると思うが、町としてどのように考えているのか。

5) 自主防災組織づくりを町として推進しているが、この組織を今後どのように充実・強化して、さらに有効なものにするため、町としてどのように考えているのか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長、許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員の自主防災組織など防災管理は大丈夫かについて、5点ほどございました。

まず、第1点目でございます。

現在の地域防災計画は、風水害等災害対策編と震災対策編と一緒に扱われております。

大規模な地震が発生したときには、町や防災関係機関だけで応急対応を行うことは難しく、住民みずから出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難等を行わなければなりません。

避難所が開設されれば食料の確保やトイレの問題が出てきます。また、地域の高齢者や障害者等の災害弱者を把握し避難誘導等を行うためには、自主防災組織に頼らざるを得ないことから、今回の見直しの重点としては、近い将来に発生が予想される宮城県沖地震への対応として、風水害編と震災編を分離した計画の作成と減災を図るため、自主防災組織の強化や地域防災力の向上について地域防災計画に盛り込んでいきたいと思っております。

2点目、自主防災組織の現状ですが、自主防災組織は、行政区を単位として組織され、町内40行政区のうち結成済みが35行政区で、結成を予定しているところは4行政区あり、予定を含めると結成率は97.5%になりました。結成した地区のうち15地区で避難訓練や初期消火訓練等の防災訓練を実施しております。

しかし、町としては、組織は立ち上がっていますが、住民の自主防災組織に対する意識はまだまだ薄いと認識しておりますので、今後とも、地域づくりとあわせて消防署と連携しながら自主防災組織への支援を行っていきたいと思っております。

3点目、リーダーの育成でございます。

議員のおっしゃるとおり、災害発生時に自主的な活動ができる組織になるためには、組織のリーダーが必要でございます。組織の中に強力なリーダーがいたり地域社会のコミュニケーションがとれているところでは、有事の際、迅速に協力態勢が図られるようになります。

先月の28日に、自主防災組織のリーダーでもある行政区長34名で防災研修会を行いました。平成15年宮城県北部連続地震で大きな被害があった東松島市に行き、自主防災会の会長から地震直後の様子や地震後の取り組み等を研修してまいりました。

これからも自主防災組織のリーダー等を対象に防災知識や技術力、防災意識の向上を図るために研修会、講習会等を開催していきたいと思っております。

4点目、機材等の確保でございます。

現在、すべての自主防災組織に備蓄品としてヘルメット、ブルーシート、トラロープ、バール、消火器、ハンドマイク、救急セット、非常持ち出し袋が配備されています。中には担架やリヤカー、車いす、ガス釜、はしご、テント等も備蓄しているところもあります。

町としては、組織として最低必要な備蓄品等はお知らせしていきませんが、地域によって必要なものは異なってきますので、みずからの訓練を通じて必要なものを把握し、整備してもらうようにしていきたいと思っております。

5点目、自主防災組織の強化ということでございます。

町としては、今後も自主防災組織のリーダーの育成や防災訓練の充実、備蓄品の整備を図るとともに、地域に住んでいる防災に関係した隠れた人材を探しながら、災害発生時には人材をうまく活用できるような体制づくりを進めていきたいと思っております。

また、自主防災組織の連携を図りながら、自主防災組織間の情報交換がスムーズに行えるよう、自主防災組織連絡協議会のような組織の立ち上げを検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） 今の答弁のとおり、確かに地域防災計画の中身は一緒になっているというふうな感じはあると思います。

それでまず質問なんです、この議会の開催日当日、9月7日に議会が開会したわけですが、この開会について8日の新聞に、「みちのく」なんです、河北新報にこの議会のことが7日の様子が報道されました。

それは「東北地方が台風9号の直撃を受けた7日に開会した宮城県柴田町議会の9月定例会。被害発生時の対応を想定し、議会側は執行部の出席を求めず、会期だけを決めて延会手続をとった。開会前には町中心部が停電に見舞われ、役場の暗がりにはろうそくがともされる非常事態。議場には窓がないため、急遽会場も委員会室に移された」という、あとあるんですが、これでろうそくがともされたということで報道されたわけですが、この役場本庁がこういう状況で、いわゆる対策本部ということでていをなせるのかどうかということ、まず1回目お聞きしたいんです。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） それでは、お答えします。

今回の7日の議会開会のあたり災害対策本部を設置してございます。その中で議会のご配慮に基づきまして、執行部が議会に出席しないで対策本部の方に集中して行うという形でご理解をいただき対応したところです。

災害になれば、議会中でもこのような状況はいつでも起こると思います。そのような場合は災害第一、住民の安全が第一でございますので、議会の議員の皆さんにご理解をいただき、対策に全力で取り組んでいきたいと思って考えております。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 水戸議員のご質問の中で、ちょっと補足させていただきたいというふうに思います。

実際にこの庁舎につきましては昭和48年建設した建物でございます。なかなか災害に耐えられるかというのは問題視されているところでございまして、ただ、幸いなことに保健センターの方につきましては、きちっとした耐震の方もなされてますので、まずは第1番目につきましては、本庁舎を災害対策本部というような指定をしております。次に、もしこの本庁舎の方が危ないということになれば、保健センターを対策本部に設置するというような考え方で思っております。また、その保健センターも危ういということであれば、各地の公民館等に本部を移すというような段階をもって計画をしております。

ただ、この前の停電のように本庁舎が停電になったということで、病院と違って別路線の系統の発電ということを持ってませんので、非常用の電源はつかれるんですが、全体的に稼働する電力の供給ができないということもありますので、その点は今後、検討課題というふうには認識しております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） やはり今情報化の時代ということで、まずはパソコンですね、情報を得るにも発するにも。この辺のところで行くと、いわゆる電源の供給がなされないことには、やっぱり本部と言っても本部の機能を果たせるのか。

いや、これは実際あのときに本庁舎を訪れた消防団員の人がいまして、何か警戒で当たっていたけれども連絡がとれなかったと。そして聞いたら停電だったと。そんなことでできるのかということをおっしゃってね、そういうこともありましたから聞いたんですが、今課長言われたようにやっぱり電源供給を考えていかないと難しいのかなと思います。

電話はいいんでしょうけれども、もう本当に、何ですか、こういうダウンライトというか、

あの程度で、トイレはろうそくだわ階段の踊り場はろうそくだわではちょっと……。本当に災害のときは半分パニック状態になってますので、そういう中ではやっぱり大変なので、今後、その電源の供給は検討するというよりもつけるというふうな方向でやっていただきたいと思います。

それから、まずこの「地域防災計画」、私が議員になったときに町の方から貸与されたやつですけども、これは第1章「目的」の第3「計画の修正」というところで、「この計画は毎年検討を加え、必要があるときは修正し」とあり、平成10年3月に加えられているのが最後なのかなと思いました。それから約9年が経過しようとしているときに、これは毎年検討してきたんですか。検討した項目があれば、その辺をお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 確かに毎年計画を修正するということになっております。現時点というか、実際は39年12月に策定いたしまして平成10年の3月修正以来、見直しはしていないということでございました。これらを踏まえて今回大規模な見直しという形になります。

検討はしておりましたが修正まではいってなかった。どこを検討したかになりますますが、それぞれ災害の状況の把握等に終わっていたという形で、全体の修正までにはいかなかったという反省点でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） 確かにされてないということは計画書を見るとよくわかります、区長の名前から何から、もうその当時のままですからね。

それで今度、予定では見直すということになってますが、防災計画書の中に今度見直しする中に、いわゆる帰宅困難者対策というの盛り込まれるおつもりかどうかお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 今度の計画の中には帰宅困難者、こういった方も出てくると思います。帰宅困難者につきましては、それぞれの、ここで言えばJR機関、まずお帰りいただく方については、お戻りいただく方についてはJR等々ご相談申し上げます。

なお、こちらに仕事とか、そういったことで来ている方については、帰宅困難者に向けても一時避難、一時帰るまでの交通機関が直るまでの期間のその待機の場所、そういったものも明示していかなければならないという形で考えております。そういった中で全体を含めての大幅な見直しという形で考えております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） 帰宅困難者の定義というのが、これ大変なんですね。職場、学校、買い物先などで地震に遭遇したときのことで、自宅までの距離が遠く徒歩による帰宅が困難な人を帰宅困難者ということで、これには帰宅距離が10キロ以内の人は全員帰宅可能。帰宅距離が10キロから1キロ遠のくごとに1割が帰れなくなる。20キロを超えると全員が帰れなくなるというふうな定義づけになっているんですね。

それでいくと、今町内に仕事をされている、来ておられる方というけれども、昼間の人口の方が下手すると多いんじゃないかというくらい外から来ているわけなので、この辺のことは、いわゆる災害待機場所も踏まえてよく検討していただきたいというふうに思います。

それから、この防災計画、本年の計画では200万円をかけて策定委託となっているんですが、町としての計画とこの自主防災組織でつくろうとしている計画、この辺についてちょっとお聞きしたいんですが、ハザードマップ作成もそうだと思うんですが、町でつくるハザードマップと各防災組織でつくるというものがあると思うんですが、地域ごとに。この辺でいわゆる各防災組織なり地域なりで上がってきたものを、町との共同でこのハザードマップをつくるなんていうことも考えてみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 今回19年度と20年度で整備させていただくのは、地域防災計画だけでございます。今水戸議員おっしゃったようにハザードマップもこれからの整備ということになります。これにつきましては19年度、20年度、整備が終わりました後にハザードマップの作成ということで検討しております。

ハザードマップにつきましても、今回地域防災計画につくる素案が出ましたら、自主防災組織等で活躍いただいている方、そういった方、あと町民の方、そういった方にも素案を検討していただいて防災計画をつくるということで考えております。何にしても町民の声を少しでも反映させた計画にしていきたいということで考えております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） ハザードマップについては、国交省のホームページによると、大河原町で防災マップ、これは大河原のホームページですけれども、これがことしの3月25日に公開されています。白石では、洪水ハザードマップが17年の8月、土砂災害防災マップが18年の2月にそれぞれの5地区について、これが公開されています。そのほかに角田市では、角田市、岩沼市、丸森町、亘理町など、いわゆる阿武隈川沿いが既にハザードマップが作成されているということなので、これも時間を追ってやるということなので、それはそれで、災害もいつ起き

るかわからない、10年先かもしれないということではありますが、このハザードマップの作成についても、地域なりと連携をされることができれば、そういうふうにやっていただきたいと思います。

それから、防災会議というのがありますよね、条例の中にもあるんですが。これ見てみますと、メンバーとか、そういうところの内容はあるんですが、会長は町長をもって充てるとか、専門委員を置くとか、それぞれ書いてあるんですが、開催の規定がないんですね。いつ開催するのかというようなことがこの条例にはないんですが、この辺についてちょっとお聞きしたい。

これはいわゆる町でつくった防災計画は、その後県の承認というか認定、何かあるんですけども、この防災会議の条例の中に開催の規定がないということが、いわゆる地域防災計画の見直しが今までされなかったことの理由の一つではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 防災会議につきましては、その都度必要なときに開くということになっております。今回の地域防災計画の見直しの中で素案ができ上がりましたら、それを関係各課と協議いたしまして、町としての素案ができ上がりましたら防災会議を開きまして、そこで検討をしていただくと。その前にも、先ほど申し上げたように、自主防災組織の会長さんなり、そういった活動をなさっている方々のご意見を聞いて、防災会議を開いて素案のまた修正を行っていくと。そういった形で、今度県の方に事前協議を行うという形で考えております。事前協議が終わりますと、県の方の指導に基づきましてさらなる修正が出てまいります。その修正を見直しまして新たな計画案をつくります。県に出す前にもう一度防災会議等を開催し、それを検討していただいて、最終的にでき上がったものを20年度に県の方に本協議ということで提出して承認をいただくという計画で進んでおります。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） この柴田町防災会議条例も平成12年の4月1日から施行するというと、いわゆるもう7年前につくられているんです。この防災会議条例もあわせて見直しをかけてみたらどうかというふうに思いますので、検討してみてください。

この防災組織のことなんですが、いわゆる意見の一つとして、最終的には安全な自主避難にあるのではないかということもあるんですね。その避難するためにも、いわゆる防災マップをつくるという話なんですが、その防災マップをつくるのに、いわゆる地域では、あるとすれば住宅地図、私も持っていますが、あのゼンリン住宅地図というやつを見ると、これ縮尺が 1,500

分の1と3,000分の1という二つが一緒になっているんですが、これを張り合わせて一つのいわゆる地元地域をつくるということになると結構手間もかかる。調べてみたんですが、2,000分の1の、それも白地図ですね、白い何も書いてない——何も書いてないということないけれども、白地図がいいだろうというふうなことなんですが、この地図を各防災組織に、防災マップをつくりたいんだというときにはこの2,000分の1の白地図を配付できるようにしたらと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 自主防災組織で避難マップ等をつくる場合、そのほかの計画につきましても、町としてやるべきこと提供すべきことは提供していきたいと考えております。

マップづくりも、今度の地域防災計画の中にもGISをパソコンに入れて、その中で地区の中にどこに避難所があるとか、どこに病院があるとか、どこに何があるとか、そういったものも入れて地域防災計画を見直しを図っております。その中でパソコンから出た地図なんかも自主防災組織の方に提供をしてみたいと思って考えております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） わかりました。よろしく申し上げます。

この地域防災組織は、いわゆるこの前の議会が行った報告会に出席した方の中から、町でつくれつくれって言われてつくることにしてつくっているんだけど、町でどうしてくれるのかというような、その後何してくれるんだという意見もたしか1件ほどあったと思うんです。

この防災意識の啓発には、まず家庭が大事なんだろうと思うんですね。家庭で防災の話題にしようとするのであれば、子供たち、学校でいわゆる防災意識について、町でも出前講座の中にたしかありましたよね。これを学校でやって、子供たちがそれを持って帰って、家に帰って、「きょう学校でこんな……」というふうな話になれば、意識の高揚にも役立つんじゃないかと思うんです。やっぱり注意、注意というペーパーだけでは、やっぱり意識の向上とかは、読んで終わりということになるので、この出前講座を学校でぜひやってほしい、小学校、中学校。それから私が住んでいる12A区では、たしかことし防災組織で出前講座で役員だけでもまずやろうかということになっています。そういう観点から、学校でこの出前講座をやる考えはないかどうかというよりも、やってほしいということでちょっとお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 各町内の小中学校で防災につきましても随分いろいろと対応はしてございます。

例えば、現実的に緊急事態が発生した場合に、特に小学校は子供たちをどのようにして下校させるかということが非常に心配なことでありまして、実際に学校で訓練として保護者への子供たちの引き渡し訓練、そんなところもやっております。

問題なのは、例えば携帯の一斉メール配信等で保護者等への情報提供、あるいは連絡等は十分できるようになってきているんですが、仮に一斉に保護者の方が車で学校の方に集中されると大混乱が起きてしまう。そんなことを想定して、その場合には一方通行にして校庭で流れをよくして子供さんを保護者の方に引き渡す。そんなことを実際に保護者の方にご協力をいただいて実施をしておりますし、それから子供自身については、それは程度によってなんですが、子供自身で集団下校等も当然訓練も入りますし、そういうことでの防災意識を児童生徒に育てるという意味ではいろんな角度から実施をしておりますが、ただいまの議員ご指摘のように、出前講座というようなことも大変重要なことだと思いますので、校長会議等で学校の方にもその旨お伝えをしたい。そして、こちら教育委員会としてもぜひ詰めてみたいと、そんなふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） 学校というところは、いわゆる学問だけじゃなくて、生きるすべを教えるのもやっぱり学校の務めの一つであるとすれば、防災の中から、災害の中でも生き残るすべを教えるということでは、こういった出前講座というのは町でやっているものですから、これ非常に意義があるものだなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、先ほど町長の答弁の中に連絡協議会などのようなものという話が出ましたが、やっぱりいろいろ今回区長さんとかに聞いてみたんですけども、それで考えてみると、いわゆる横のつながりですね、単位防災組織はそれが例えば100%動けたとしても、じゃ隣の横のつながりはどうなのかということを考えると、やっぱり当然必要なものじゃないかと。例えばの話、小学校区単位での協議会なりをつくって、その連合会みたいなのを町と話をするというか、そういうことをしないと、いやおれのところはおれのところというだけで終わってしまったんでは、せっきくの組織がやっぱりうまく活動しないだろうと。これはぜひやっていただきたいということで、予定としてどのくらい、いつごろの時期なのか。「つもりです」だけでは、やっぱりいつ起きるかわからないうちには「いやあ」なんて話になってしまいますので、その計画、予定をちょっと教えていただければ。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 連絡協議会等でございますが、実際水戸議員おっしゃるように単

位での自主防災組織では自分たちの意見だけになってしまう。横のつながりがあれば、どういったものの対応が一番望ましいのか、そういった意見交換等、研修にするにしても1単位でなくて全体で研修する。そういったことから横の連絡を重要にした連絡協議会は必要だと思って考えております。

いつつくるのかということですが、今年度で自主防災組織、おおよその方向性が決まると思います。なお、自主防災組織が40行政区のうち今年度中に結成されるであろうというのが39、残りが1行政区になっております。その39ができて、もう一つの行政区が始動しはじめたころ、そういったことで考えております。できれば20年度中には立ち上げをしてみたい。それぞれのリーダーに集まっていただきまして、ご提案申し上げて賛同していただいて、立ち上げをできるのであれば20年度中ということでは考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） わかりました。

それから、行政防災無線というんですか、これの一環だと思うんですけども、屋外拡声器というのがありますよね。下名生にもあるんですが、これが現在、町内に何基あって、いわゆる難聴箇所、この放送がやっても聞こえない箇所というのはあるのか。あるとすれば、その対策をしているのか。この辺をお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 野外拡声器についての個数、今ちょっと数字持っておりません。今、あとご報告申し上げたいと思います。

確かにご質問のとおり、野外拡声器でもってその周知を図りますが、その中で電波が届かないところ、そういうところもございまして。そういったところでどういった手だてで周知を図るかということですが、現在、防災無線、各消防団の班長の方に配備してございます。そういった緊急な場合は防災無線を活用しまして、それぞれの消防団の班長、班長というのはおおよそそれぞれの地区に一つずつございまして、その班長の方に連絡して、班長を通して周知を図るということになるかと思っております。

すみません。あと、野外拡声器については町内で16カ所ということで設置してございます。

先ほど申し上げたように、そういった現時点での周知体制としては、そのような体制にならざるを得ないということで考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） 16カ所、いわゆる難聴の地域という、そういうことの調査はしたことあ

りますか。聞き取りにくい。要は、台風とかなれば、もう雨の音、風の音で当然普段よりは、例えばきょうみたいな日よりもはるかに聞き取りにくくなるわけです。それについての調査をしたことがあるか、するつもりはあるかということでお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 確かに聞きにくい、正常で普通日常のきょうのような状態であれば、聞きにくい場所というのは、ある程度西住地区の山沿いの地区と槻木の在の山沿いということでは把握してございますが、その台風とか何とかによつての、そういった状況によつての確認というのはしてございません。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） せつかく16カ所につけているわけです。ですから、これは難聴の地域を極力少なくするというものではぜひ計画して、それを実施していただきたいと思います。

それから、そういうふうになって、いわゆる電話が不通になった場合とか、自主防災組織の会長さんとか役員さんとかの、いわゆる災害対策本部との連絡の場合、どうしても携帯電話が多く使うようになるんじゃないかというふうにも思うんです。そうすると、その役員の方、会長さん初め役員の方たちだけがどンドン携帯を使って、それが全部自己負担ということではちょっとどうなのかということから、この辺に関して、携帯電話の使用料についてというよりも、その使用料を町として何か対策を考えるべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 確かにそのような状況になれば、自主防災組織の会長さんなり、そういった方に本部との連絡をとっていただくというようになると思います。

こちらの方では、大規模災害とか、そういった避難所とか、そういった形が出た場合は直接そういった場所に職員を張りつけると。大きな避難所、人数を多く抱えるような避難所については2名、小さな集会所等の避難所については1名程度職員を張りつけるということで今、行動マニュアルをつくって各課と協議していただいているところです。そのような状況になりましたら、職員の持っているもので対応していきたいと思って考えております。

実際的にはそういった自主防災組織の会長さんなりの使用していただいている電話の料金については、現在のところ、対応はできかねるのかなということで考えております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） できかねるのはわかりませんが、いざそのようになったときに「いやあ町

は」というふうなことがないように、ぜひこれについても検討してほしいと思います。

それから、単位防災組織自体のいわゆる訓練もそうなんですが、町でやるときにも、これも予算が当然伴うわけですよね、単位会でやるとしても。この辺の、いわゆる訓練とか指導、この辺に関してはマニュアルが必要になってくるんじゃないかと思うんです。今、災害に対する行政の初動の速さと情報発信の敏速性、正確性が一番問題だということになっているんです。自主防災組織を本当の意味で生かしていこうと考えるのであれば、まず行政側の対応策について具体的に検討、見直しが必要で、それを各防災組織に周知徹底を図る必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） それぞれの自主防災組織でそれぞれの活動をなさっていただいております。避難訓練、初期消火訓練、そういったものをごやっています。

町としては、予算的なものは当初若干しております。その中でやっていただいて、あとは区内での調整での予算という形になると思いますが、町の一番の働き、働きというか、この自主防災組織の方に情報を提供する。そういった災害等や自主防災組織の活動の内容等、そういったものについて情報提供をして、その地域防災の組織の中でこういった活動があるのか、こういった訓練内容がいいのか、その辺を確認していただいて、こういったことで訓練します、こういったことでしますよとなれば、町と今度消防と自主防災組織の方の内容を確認して、そういった中での訓練、活動ということで進めてまいりたいと思って考えております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） わかりました。

自主防災組織が今、先ほど町長の答弁にありました備品ですね、いわゆる資材・機材、これなんですが、予算に余裕のある防災組織というのは、どこにもないというふうに聞いております。いわゆる町内会自治会のもとに自主防災組織を立ち上げているということで、役員さんはほとんどがその地域の区長さんなり、というよりも区長さんが当たっているんですね。この区長さんが当然任期があって3年でかわるわけですね。役員の方も同じようにかわる。今度、班長さんに至っては、うちの地区もたしかそうだと思うんですが、1年ごとにかわる。これが防災組織の役員として、言ったら1年ごとにかわるという役員の人が班長職を退いて、いわゆる区の人になったときにその人たちがまた広める活動をしてくれれば、それはそれでいいことなんですが、そういう意味では役員が入れかわってみんながやるということは経験するということがいいんですけれども、これで果たしていざというときに役に立つのかなということもやっ

ぱり心配されるんですよ。この役員のなり手を町からどうこうしろというふうには言えないと思うんですけども、こういう面についてどのようにお考えですか。その組織の役員がころころかわるということではちょっと発言があれですけども、その辺ちょっとお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 自主防災組織の現状を見ますれば、会長さんはほとんどというか、全組織が行政区長さんが会長になっているというのが現状でございます。

会長がリーダーになりますが、サブリーダー的なものがかなり大きなウエートを占めるだろうという形で思っております。今現在の組織で見ますと、行政区長が会長、区の役員が副会長なり、あと婦人防火クラブの代表の方が何々職と、そういった形でなっております。

組織の活発な活動については、リーダーとサブリーダーの重要性が出てくると思います。サブリーダーにつきましては、その組織的の会長等にとらわれず、行動力ある方、そういった方が重要でないのかなということで考えております。その辺も自主防災組織と話し合いながら、そのサブリーダーの育成というのも考えてまいりたいと思っております。そのためにも連絡協議会みたいな組織が必要なのだろうということで認識しております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） 自主防災組織の備品、ちょっとさっき途中でやめたんですけども、例えば土のう袋とか、こういったものもあるんですけども、組織はやっぱり35カ所あって、ことし内に4カ所ができるということですけども、やっぱりこれについての補助金も、今実際幾らですかね、ありましたね、町からの補助。

いわゆる備蓄、その中で水ですね、一番大切なのは水だということで、1人1日3リットルの飲料水を3日分として家族分を常備しておくことは必要だというふうに言われています。阪神淡路は真冬の寒いときに起きましたけれども、地震は別に季節に関係なく発生するとすれば、夏は特に水が要るということだと思えます。それで水をくみにとか、もらいにいくときにも道路の亀裂・破壊、橋梁落下、がけ崩れなどでそこに行けないということになると、逆に給水車の通行もできなくなるということになるんだろうと思えます。

今度、いわゆる火災ですね、これは防火水槽とかプールも量的には限られています。家庭内でふろ、その他の水を常に確保しておくことによって火災の初期消火もできるだろうということもあります。この水の確保なんですけど、雨水の確保ということで、今雨水タンクですか、これには町で補助金とか出して奨励しているといったことはありますかどうか、お聞きしたいです。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 今現在、そういった方法についての補助金制度はございません。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） 雨水の確保ということでは、合併浄化槽にもたしか補助金があったと思うんですけども、そういったことも考えてもらいたいと思います。

それと、訓練の際に例えばけがをしたとか、いうときの補償ということでは、いわゆる町の防災訓練、それと自主防災組織の訓練、これは町との絡みというか、あると思うんですけども、そのときにけがをしたときの補償というのはどうなんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 町であれば、おのずから町の責任という形でなろうかと思えます。自主防災組織についてのその訓練については、それぞれの地区で自主防災組織の自主防災というか、訓練をしていただきますので、区の方で保険をかけるなり、そういった形にならざるを得ないということで考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） この補償の中で、例えば市民もそうですけれども、町民、総合災害補償制度というのがあるということなんです、これには町ではまだ入っていないんですか。いわゆる防火防災訓練災害補償等共済制度というのがあるんですが、これに入っているかどうかです。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 入ってございません。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） これは財団法人の日本消防協会でこういう制度がありますので、検討していただくというよりも研究して、できればこれに加入していただく。掛け金もそんなに大したことない額です、実際に。掛け金の算出というのは、損害補償と災害補償両方契約の場合、1円掛ける国勢調査人口がいわゆる掛け金、それと災害補償のみの場合は0.8円掛ける国勢調査人口で掛け金ということになってますので、ぜひ、幾ら財政が厳しいといっても、これぐらいと言ったら変ですけれども、できると思いますので、ひとつ考えてみてください。ちょっと一月かどうかまではわからないんですけども、この辺ちょっと考えてみてください。

それと、装備品のことについては、県でもコミュニティ助成事業の中で自主防災組織育成事業ということでやっているんですが、これは助成額が新設の自主防災組織で30万円から200万

円、既設の自主防災組織で過去に助成を受けていない組織もこれに含まれるということであり
ますので、この辺、いわゆる各地域で町から配られた備品のほかに欲しいとなれば、こうい
ったものが使えるんじゃないかと思うんです。県の方に聞いてみたら、今月末からその辺はっ
きりして、10月ごろにはその申し入れを受けるんだと。18年度分というのは終わったというこ
とで、こんな消防防災課消防班の方から返答をもらったんです。この辺を各防災組織に、これ
は全部に行き渡るといことではないんですけれども、ぜひこういうのがあるんだといこと
で紹介してほしいと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） それぞれ自主防災組織でその区内で予算をいただいて準備して
おりますが、全部が全部そろそろわけではございません。大きなものもあると思います。小さな
ものについては区の予算で何とか準備といことですが、大きなものについてはなかなか
対応し切れないという状況も出てくるかと思ひます。

町としては、いろんな補助金制度のメニューを探しまして、そのようなことでも少しも自主
防災組織の備品を図っていきたいといこと思ひしております。

なお、コミュニティまちづくりについては、防災担当ではなくて他の課が当たってますが、
他の課と連携をとりながらそういった補助制度を活用していきたいと思ひしております。

あと、前の質問に戻って申しわけございませんが、町の防災関係の事業等については保険は
入ってます。ただ、自主防災組織単独での保険は、それぞれの自主防災組織となっております。
先ほど議員がおっしゃられたように、そういった掛け金も安いといことでございますので、
そういった補償制度の内容を取り寄せまして、ちょっと検討はしてみたいと思ひしております。
以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） わかりました。よろしくお願ひします。

避難所対策といこと地域防災計画書には30カ所、避難場所といことなんですが、ホー
ムページで見ると、今24カ所なっているんです。この辺のいわゆる見直しがされないからその
分がおくれて、ホームページでは24カ所といことふうになっているんだと思ひんですが、30カ所
からどうして24カ所になったのかをお聞きたいんです。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 30カ所が今回ホームページで24カ所といこと町民の方にお知
らせしております。

減った理由というか、解除された理由ですが、耐震化措置がなっていないとか、そういった施設は危険でございますので、そのような施設を今回除外ということで外しまして、町内24カ所、とりあえず大規模災害が起きましたら24カ所の避難所で対応していきたいと。その中でもっと必要であれば、またさらなる検討を加えていかなくてないと思いますが、とりあえず24カ所の避難所で対応していくということで考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） わかりました。

この避難所なんですけれども、見ると、例えば上名生、中名生、下名生、剣崎、これは船岡生涯学習センター、東船岡小学校、中名生集会所というふうになっています。いわゆる学区でいくと東船岡小学校の方でも、大原とか東4丁目は遠いんでしょうけれども、仙台大学というふうになってるんですね、この指定場所が。これの辺は「何でおれら」というふうなことも、最初私見たときも、それは収容人員、いわゆるそのスペースもあることなのでそうなんでしょうけれども、この辺について特に周知徹底しているということは、ちょっと今まで見てないので、この辺についてはどうして仙台大学なのかということをお聞きしたいんです。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 見直しの中で、本来であれば、以前であれば船岡中学校が避難所という形になっておりました。ですけれども、先ほど申し上げたように、船岡中学校は耐震化されてないということでございます。そうすると、船岡中学校のエリア内にお住まいの方がどこに避難所を設けるか。そうすると仙台大学の方が近い。船岡小学校は船岡小学区ということで町場の方が大勢おりますので、そういった方で、遠くはなりますが、そういった区分けということでさせていただいております。ただし、避難につきましては、おおよその区分けはしておりますが、一番近いところ、一番そういったところで避難をしていただくというのが原則でございます。自分の住んでいるところはここになっているがということではございませんので、その辺はどこでも避難の対応はするというように考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） 当然あなたはあっちですよということはないので、その辺はケース・バイ・ケースということに当然なると思います。

避難するときは柴田町内の人だけじゃないと。いわゆる町民だけじゃないということをお考えの中で、柴田町には外国人の方は何人いて、その方たちへのいわゆる避難所の広報やら防災対策の面でどのような広報をお考えしているか、その辺をお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 確かに災害が発生し避難所が開設になれば、柴田町にもかなりの外国人がおります。そういった中で今度言葉の問題、そういったのもございますが、今現在、こういった対応を考えているかというのは煮詰まっております。

こういった対応がいいのか、先進であるそういった市町村から状況を、状況というか、お話をお聞きして、柴田町に合った対応、あとはそういった災害になればボランティアなんかも出てくると思います。語学ボランティア、そういった方の活用も図りながら対応ということで考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） わかりました。避難所の数はさっき24カ所ということですが、ついこの前の中越沖地震では、柏崎市のみデータを私ちょっととってみたんですけども、7月16日から8月16日までなんですけど、7月16日の11時では76カ所の避難者数が9,859人、そして翌17日は79カ所になって最高で1万1,348人の避難者。これからこの17日から23日までは朝と夕方と発表されているんですけど、これが物すごく変わっているんですね。こういったことから、避難所はとにかく、もう要はパニックになるということです。

避難所のマークなんですけれども、今までだと緑十字なんですけれども、これ変わったというのをご存じですよ。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 表示が変わっているという話は聞いております。まだ私どもの方での避難所の表示ということは変えてございません。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） 変わってないというのは、確かに私も見て歩きましたので変わってません。

今、新しいのはこういうマークなんですよね。これを見て「何か落とし穴に落ちるのか」と言った人もいたというマークなんですけれども、2002年の3月にはこれがJ I S指定になっているということなんです。

それと、いわゆる避難所に行くための案内標識、ここが避難所ですということはわかっているけども、初めていわゆる帰宅困難というか、外部から来ている人はわからない。その人のための標識、電柱に例えば「ここから行ったら何メートル先にあります」とかといった、そういうのは多分、多分というよりもないですよ、今。この辺も検討していただきたいと思っております。

ども、どうですか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 一応検討はしてまいりたいと思いますが、なかなか難しいかなという認識を持っております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） ぜひ検討してほしいと思います。それも子供の目にも入る高さを考えながら、大人の目の高さだけでは子供にはわかりませんので、その辺も考えてほしい。

それと、あと防災のリーダーなんですけれども、防災士という資格制度があるというのはご存じですか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 大変申しわけございません。認識しておりませんでした。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

○3番（水戸義裕君） この防災士というのは、NPO法人日本防災士機構というのが阪神淡路のときの陣頭指揮をとった貝原兵庫県知事を顧問にして14年に立ち上がって、ここで防災士の研修をやっているわけです。この防災士の役割というのは、言ったらリーダーですから、細かいことを言わなくても、ちょっと時間もなくなってきたので省きますけれども、これの研修にぜひ役立てるようにしていただきたいと。多分宮城県では344人の防災士がいます。この辺も考えながら、いわゆるリーダーとしての役割がきちっといざというときに果たせるように、この辺も考えてほしいと。ホームページもこの辺ちゃんと載ってますので、ちょっとこれ時間ないので省きますけれども、これはぜひ検討していただきたい。

それで、いわゆる災害時の要援護者対策ですね。これについて、特に高齢者、あるいは障害を持つ方たちの、これのリストアップというか、よく各地区の会長さん、いわゆる区長さんに言わせると、個人情報保護条例があって、これのリストアップとかということはできないんだというふうに聞きますけれども、こういうことの対策ということで町としてはどのように考えているか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 避難所を設けて、避難所を設けなくても、災害に遭った場合、言われてます災害弱者の方の避難誘導というのも大きな要素になるかと思えます。そういった方の名簿作成も大きなものであるということです。

今現在、その名簿の活用の方法については、この前8月の末ですか、NHKの方で「防災特

集」ということでやっておりましたが、その名簿は自主防災組織の会長さんには行っているんですが、災害が起こる前には見てはだめだと。以前はそのようなことで言われていたということでございます。

ところが、担当大臣によりますと、それは災害を未然に防ぐのであれば、その市町村の活用の次第では活用しても、見て避難に当たってもいいというようなテレビでの報道もございましたので、その辺を確認しながら、名簿の活用については県の方の指導をいただきながら、できるだけ災害に遭った場合、減災に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。50秒です。

○3番（水戸義裕君） この辺については内閣府が取りまとめて各地方公共団体にも通達したというのがあります。その辺はぜひ活用していただきたいと思えます。

最後に、ことしの10月31日に震災対策技術展というのが仙台を会場として行われますので、これぜひ見にいっていただきたいと思えます。これは四日市場の積水樹脂（株）ですか、あそこのホームページに載ってまして、あそこもそういうのをやっているということなので、10月31日と11月1日に行われますので、ぜひこれを見にいって今後の防災対策に生かしていただきたいと思えますので、よろしく願います。以上で終わります。

○議長（伊藤一男君） これ要望ですね。

これにて3番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、5番大坂三男君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔5番 大坂三男君 登壇〕

○5番（大坂三男君） 5番大坂三男でございます。大綱2問にわたって質問いたします。

1問目、**歯科衛生事業の推進を。**

去る6月2日に柴田郡の歯科衛生大会が開催されました。柴田郡4町を持ち回りで毎年実施されており、ことしは保健センターを会場として柴田町で開催されました。例年参加者が余り多くなく心配されていましたが、ことしは乳幼児を中心とした子供たちへのフッ素塗布を企画したところ、800名の来場者がありました。

これは主催者の歯科医師会も驚くほどの人数で、町民の虫歯予防や歯科衛生に対する関心の高さがうかがえるものでした。

この数年、宮城県は虫歯保有率日本一、去年は辛うじて僅差の2位という状態で、今後、医療費負担の大幅増につながることは必至であります。

また、歯科と全身のかかわりについても医療の分野で問題視されています。糖尿病、肺炎、

心臓病、早産、認知症など、歯科界では古くから関係が指摘されておりましたが、この10年で多くのデータが提示され、歯科と全身のかかわりが証明されてきているとのことであります。一般の住民はこのような知識を知らずに暮らしている人が多く、歯科、特に歯周病を放置することで糖尿、肺炎などいろいろな全身疾患を増悪させています。

全身の予防的見地から歯科のメンテナンスを充実させていくことが望まれております。

兵庫県の統計で、70歳以上で20本以上歯のある人が、ない人に比べて総医療費が20%少ないことが判明しています。歯科と全身のかかわりを考えると当然のことです。医療費全体から考えると、歯科的な予防策を実施し20本以上歯がある状態にすれば、医療費は全国的に1兆円以上の削減効果があると推定されております。

去る8月24日に柴田町歯科医師会の役員5名と未来塾の議員との懇談会を行い、この地域の歯科医療にかかわる諸問題について意見の交換を行いました。歯科医師の皆さんは、町民の歯の健康に限らず、全身の健康増進や介護、教育、医療費の削減等について大いに問題意識を持ち、啓発・啓蒙活動に熱心に取り組まれており、懇談会の場でも種々の提案と要望をいただきました。

それをもとに、歯科医療と行政にかかわる諸問題について質問いたします。

1) 歯科衛生大会は、地域住民への歯科衛生の普及啓蒙活動の柱として毎年行われてきている。今は歯科医師会主導で開催しているが、毎回の企画、開催が大変である。マンパワーも多く必要である。今後は行政が主導で行うことを歯科医師会では望んでいる。また、4町持ち回り開催だと柴田町では4年に1回の開催となり、普及啓蒙活動には不十分である。できれば町独自で毎年開催してほしいとの要望があったがどうか。

2) 乳幼児の虫歯予防のためにフッ素塗布が有効なことは広く認められております。県では、虫歯保有率ワースト1の汚名を何とか返上するために「みやぎ21健康プラン」により県内の市町村にフッ素塗布事業を指示。柴田郡では川崎町、村田町が数年前から実施している。柴田町では今後、開始に向け検討中と聞いたが、具体的な事業計画は。

3) 在宅者への訪問歯科治療を行うための訪問歯科診療システムが立ち上がっている。治療の必要な方がたくさんいるが、あきらめていたり、どうすればいいのかわからない方が多いという。現状の把握と住民への周知はどうなっているか。

4) 介護老人などの口腔ケアは大変重要。口腔内が不衛生な状態になっていることが原因となって誤嚥性肺炎を起こして亡くなる老人が多い。老人に限れば、肺炎は全国的にも死亡原因のトップとなっている。施設等での介護老人の口腔内メンテナンスについて、町は積極的に指導

していくべきではないか。

5) 成人歯科健診について、老人保健法では40、50、60、70歳の節目に歯科健診をすることが義務づけられているが、柴田町では国保加入者のみを実施している。国保以外の対象者にも健診を実施すべきでは。

6) 校医報酬が低額のまま据え置かれており、校医の方々は大変不満を持ちながらも、真摯に努力をされている。仙北地域の半分の水準では異常な状態と言わざるを得ない。町は報酬の引き上げ方向で検討しているようだが、早急に具体案を明言すべきではないか。

質問2問目、財政状況の現状と今後の財政運営方針は。

自治体の財政運営を取り巻く状況が刻一刻と変化している中で、7月に地方交付税の交付額が決定しました。県市町村課発表資料「普通交付税の概要」で県内市町村の地方交付税の決定額が提示されています。

これに伴う柴田町の現在の財政状況と今後の方針等について伺います。

1) 19年度予算編成時には交付税をどのように見込んで予算編成をしたのか。

2) 19年度普通交付税額プラス臨時財政対策債発行可能額は、当初予算と比較してどのくらいの増額となっているか。

3) 地方交付税額が減っている自治体が多い中で柴田町は県下2番目の増額となっている。増額となった理由は何か。

4) 交付税決定を受け、19年度の間時点の状況は、当初と比較して好転したと判断するのか。昨年策定した財政再建プランの財政シミュレーションでは、19年度の地方交付税額は24億円となっているが、今年度は約25億円となったのだから、改めて財政シミュレーションを見直すべきではないか。また、現時点における本年度収支の見通しと来年度以降の中長期見通しをどう考えていくのか伺いたい。

5) これまでの町の財政運営は、各種基金の取り崩し、町債の借りかえ、町有地の売却などで何とかつじつまを合わせて決算をしてきた。こうした町財政のあしき慣習を絶ち、健全な財政基盤を確立するための仕組みをどのように考えるのか。

6) 健全な財政を持続するには情報公開が重要。予算編成や財政運営について、より積極的な町民への情報公開が必要。決定した後に予算、決算内容を広報紙などで発表するだけにとどまらず、予算要求の段階、査定段階など、予算編成の各段階から町民に公開している自治体もある。本町でもぜひ採用すべきであると思うが、いかがか。

7) 町民は改革の痛みを耐えてきた。この際、地方交付税の増額分の一部を使って、緊急性の

高い道路や側溝等の補修などの生活環境整備を少しでも実施すべきではないのか。

8) 8月29日の河北新報の「持・時論」欄に、「よりよい広域合併とは」というタイトルで町長の投稿記事が掲載されていました。その中で、「柴田町は3町合併破綻後、大胆な財政再建プランをまとめ、合併効果をしのぐ行財政改革を徹底し、財政健全化へのめどをつけた」と書かれております。合併効果をしのぐ効果とは何なのか。もしそうであるならば、「財政非常事態宣言」の撤回を行ってもよいのではないのか。どのような財政状況になったら撤回する考えなのか伺います。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大坂三男議員、大綱2点ございました。まず第1点、歯科衛生事業の推進について6点ほどございました。順次回答します。

第1点目、歯科衛生大会は、地域医療対策委員会、柴田支部委員会、歯科保健部会の歯の衛生週間の事業として、柴田郡歯科医師会の共催により実施しております。実施に当たり、それぞれの町で抱える歯科課題をテーマに取り上げ、行政、歯科医師、それぞれの役割を分担しながら実施しております。

地域医療の観点からは重要な事業であり、目に見える活動として今後も支援してまいりたいと考えております。

ご質問の4年に1回では普及啓蒙が不十分であるとのこと指摘ですが、実施主体が郡歯科医師会であることから、4町にて機会均等に開催すべきものであると考えております。

本町としては、柴田歯科医の協力が得られれば、2年に1回は独自に開催できるよう、柴田歯科医に働きかけてまいります。あわせて健康教室、健診、出前講座等の機会も活用し、一層歯科保健の普及活動に取り組んでまいります。

2点目、フッ素の関係でございます。

平成20年度からのフッ素塗布の実施に向けて検討をしております。

概要については、柴田歯科医から事業実施に向け2名の歯科医師を推薦していただき、現在まで3回打ち合わせを実施し、これまでの確認事項としては、2歳児歯科健康診査時に無料で希望者にフッ素塗布を実施する。そして、塗布5カ月後、事後フォローとしてチラシを配布して虫歯や歯磨きの習慣化を啓発していくことでまとまりました。

今後は1回当たりの薬剤量等の確認を行い、実施に向け万全を期したいと考えております。

3点目、訪問看護、訪問歯科衛生システムの関係ですが、従来、県において実施してきた特

別養護老人ホームに対する地域巡回歯科保健対策事業を昨年度で廃止されました。それに伴い、柴田郡歯科医師会独自の訪問健診システムとして、新たに柴田郡歯科医師会が主体となってシステムをつくり上げております。昨年度までは県歯科医師会所有の機材で事業を実施しておりましたが、補助の打ち切りにより機材の使用ができなくなりました。そのために、歯科健診、治療のための機材として移動式の歯科ポータブルユニット1台を、柴田郡歯科医師会と構成する4町で6月に購入いたしました。運用につきましては、昨年までの事業経過により柴田郡歯科医師会が一括で行うことになっております。

今後は地域医療対策委員会、柴田支部委員会、歯科保健部会で利用の仕方や住民への周知方法等を協議し、効果的な利活用に努めてまいります。

4点目、施設での介護老人の口腔内メンテナンスについてでございます。

65歳以上の高齢者につきましては平成18年4月から、介護予防の観点から、基本健診の際に自分の状態を知っていただくため、25項目による基本チェックリストを活用しております。この基本チェックリストには口腔機能の状態についての項目が三つあり、このことにより、本人への気づきの機会と、特に悪い場合は、特定高齢者介護予防事業として口腔機能向上の教室を受講していただくようにしております。

施設等での介護老人の口腔内メンテナンスについてですが、各施設には嘱託の歯科医師がおり、施設職員に口腔ケアの支援・指導を行っております。

また、介護サービス利用者個人の口腔ケアにつきましては、ケアプランをもとに実施しているため、担当のケアマネジャーが本人の状況を把握し、ケアプランに盛り込んで行っている状況でございます。

町においては施設での医療的なメンテナンスの指導は行っておりませんが、施設事業者やケアマネジャーの会議の中で口腔機能向上も含めた介護プランの適正化についてお話をしているところでございます。

その他町の歯科事業として、寝たきりや歩行困難など高齢や障害等を理由に歯科医院を受診できない町民の方のために歯科訪問健康診査事業を実施しております。手続や方法につきましては、受診希望者から健康福祉課保健班に連絡していただき、町の歯科衛生士が自宅を訪問し、後日、歯科医師と日程を調整し、自宅で歯科健診を受診し、治療につながるシステムでございます。歯科健診は1人1回無料ですが、治療については医療行為となるために負担となります。

今後とも健康教室、出前講座等を利用したり、「お知らせ版」に掲載し、町民へ周知についての徹底を図ってまいります。

5点目、40歳、50歳、60歳の節目の歯科健診ということでございます。

現状からお知らせしますと、平成18年度県内市町村において23の市町村が実施し、13の市町が未実施となっております。やってないということですね。また、老人保健法どおりの年齢で実施している市町村は11市町で、対象者は市町の判断にゆだねられております。

実施している市町の受診率においても、隣接する村田町が7.1%、大河原町が2.4%と低率の受診率となっております。

そのような状況において、柴田町の成人歯科健診については、国保加入者を対象に実施し、平成18年度728人の対象者に対して92人、12.6%が受診しております。健診には1人4,000円の費用がかかります。そのうち500円は自己負担していただき、差額の3,500円は国保会計よりの負担となっております。さらに、成人歯科健診を補完するために、19歳以上の方を対象に基本健診会場で5日間、成人歯科相談を無料で実施しておりますが、基本健診対象者547人に対して62人、11.3%だけの受診者であり、積極的に歯科健診等の啓発が必要と考えております。対象者の拡大については今後の検討課題としてまいります。

6点目、町の校医報酬の件でございます。

初めに、学校医の方々には常日ごろから学校保健活動にご尽力をいただき、深く感謝しております。

さて、学校医報酬については、平成9年度から据え置きで推移してきました。平成17年5月、柴田郡医師会から柴田郡内各町に学校医報酬の見直しについて要望書が提出された経緯があります。仙南地区の学校医報酬は、議員のご指摘とおり仙北地区の半分以下の水準でございます。平成18年3月に柴田町医師団との話し合いをし、町の財政の現状について説明をいたしました。その際、町の財政状況が切迫しているため、平成20年度から段階的に引き上げるようにしますと回答いたしました。この件に関しましては、仙南地域の町長会議でも検討課題として挙げ、報酬額の引き上げについて検討をしています。

柴田町としては、近隣市町が報酬額の引き上げを実施しなくても、単独で報酬額を引き上げる考えでございます。具体的な引き上げ額については、調整の上、決定をさせていただきたいというふうに思っております。

大綱2点目でございます。「財政状況の現状と今後の財政運営は」ということで8問ございます。随時お答えをしております。

1点目、交付税をどのように見込んだかと。

平成19年度当初予算では地方交付税を23億円計上しております。内訳といたしましては、普

通交付税が21億 7,000万円、特別交付税が1億 3,000万円でございます。平成19年度当初予算編成に当たり、平成19年度地方財政計画では地方交付税は全国で7,046億円の減額となり、対前年比に換算すると4.4%の減になることが予想されたことや、新型交付税の導入にかかる算出方法の変更、所得譲与税の廃止に伴う影響など交付税額を試算することが難しい状況でありましたので、安全性を考慮して18年度決算見込み額24億 6,769万 1,000円の6.8%を減額して予算計上いたしました。

2点目、普通交付税は当初予算で21億 7,000万円を計上しております。今回の補正予算で2億 3,495万 8,000円を増額補正しており、予算額は24億 495万 8,000円になります。また、臨時財政対策債は当初予算で3億 5,600万円計上しております。今回の補正で100万円増額補正しております。発行可能額に近い3億 5,700万円になります。この二つを合計いたしますと27億 6,195万 8,000円になり、19年度当初予算と比較しますと2億 3,595万 8,000円の増額で、伸び率にしますと9.3%の増となっております。

3点目、なぜ柴田町が増額になったかと。その理由でございます。

平成19年度普通交付税については、宮城県全体で74億 7,396万 4,000円の減額となり、前年比は4.4%の減となっております。市町村別に見ますと、前年度の交付金を上回った団体は10団体、5%以上10%未満が1団体、5%未満が9団体となりました。今度は増加金額で見ますと、栗原市が前年度より4億 3,602万 3,000円の増額となり、柴田町はそれに次いで9,795万 8,000円増額となり、県内2番目となっております。増加率で申し上げますと、岩沼市の5.5%、七ヶ宿町4.6%、柴田町と蔵王町が4.2%と第3位となっております。

地方交付税の出口ベースが4.4%減となっているのに反して増額になった理由についてですが、交付税の算定については平成19年度で抜本的な見直しが図られました。

柴田町が増額になった内容を精査しますと、第1の原因は、基準財政収入額と基準財政需要額について、収入額が県内の市町村と比較した場合、伸び率が小さく、また需要額は大きくなったこと、さらに、臨時財政対策債発行可能額が県内全体の伸びと同じ程度であったことで交付税が増額したと考えております。第2に、新型交付税である包括算定経費において、行政区面積に対し人口が多いことによる影響が需要額の増の要因であったと考えております。

4点目、財政シミュレーションを見直すべきではないかということでございます。

確かに普通交付税が当初見込み額よりも2億 3,495万 8,000円ふえたことにより、本年度だけを見れば、予想していなかった増額ですから、財政運営につきましては一息つけたと考えております。しかし、職員に給与カットをお願いしている状況や、来年度以降の交付税も本年度

並みに措置される保障がないこと、槻木中学校や船岡中学校の耐震化、二本杉町営住宅の建て替え事業など早急にやらなければならない事業を凍結していることなどを考えますと、財政状況が好転したとは言えないと考えており、これまで同様に気を引き締めて財政再建に取り組まなければならないと思っております。

財政再建プランの財政シミュレーションでは、地方交付税額を24億円とし、普通交付税額は22億7,665万3,000円を見込みました。普通交付税だけを比べますと1億2,830万5,000円の増額になっております。しかし、特別交付税については、平成19年度地方財政計画で交付税を前年度比4.4%削減すると公表していること、また、新潟中越沖地震などの大型災害の影響も考えられるため、まだまだ確定するまで予想が難しく、予断を許さない状況でございます。

また、財政シミュレーションと普通交付税や臨時財政対策債、地方特例交付金を確定額に置きかえた19年度予算と比較した場合、歳入は3,176万5,000円しか増額になっていない状況でございます。また、プランによっては計画どおりに実施できないことや、国や地方財政計画の動向が不透明なことから、引き続き厳しい財政運営を強いられると考えております。

財政シミュレーションについては、毎年度決算時期に合わせて精査を行いますが、昨年度に5カ年の推計を行ったばかりですので、大きく推計を見直しをしなければならない状況にならない限り、当面は見直さなくてもよいと考えております。もちろん財政運営的には毎年度、決算時期に合わせて精査を行い、予算編成に反映するよう努めてまいります。

次に5点目、健全な財政基盤の確保についてでございます。

平成8年以降、国の景気浮揚対策を受け、緊急課題や懸案事項を大型補正事業として実施した結果、公債費が増大したことや税収の落ち込み、三位一体の改革、扶助費の増加等により歳出が歳入を上回る財政構造に陥り、議員ご指摘のとおり、ここ数年は基金の取り崩しや土地の売却等で綱渡りの予算編成を行ってまいりました。健全な財政基盤を確立するためには、歳入に見合った歳出予算の編成を第一と考え、優先度や緊急度を見きわめて予算を投入していくよう財政の仕組みにかえていかなければなりません。

今後も町税を初めとする歳入の大幅な増は見込めず、地方交付金も来年度以降は不透明であることから厳しい財政運営が続きますが、予算規模の5%に当たる5億円程度を常に財政調整基金として確保し、不慮の歳出に対応できる財政基盤を確立しなければならないと考えております。

6点目でございます。予算段階から住民に公開してはということでございます。

以前から、町の予算や決算については「広報しばた」などの広報紙で町民に対しお示しをし

ているところですが、ことしは19年度予算の説明書として「よくわかる町の仕事と予算」を発行して、町の広報紙だけでは伝えきれない予算や行政について、具体的な内容をわかりやすくお知らせするよう全戸配布いたしました。おかげさまで町民の皆さんからも大変好評を博しております。

今後、さらに予算、決算の内容について積極的に公開していきたいと考えております。しかし、今のところ、予算要求の段階、査定段階から町民に公開することは難しい面もありますので、公開についてはどのような方法が適切か、先進市町を参考にしながら前向きに検討してまいりたいと思っております。

7点目でございます。我慢しているので緊急性の高いところに使ってはどうかということでございます。

普通交付税は当初予算に比べ2億3,495万8,000円の増額となる見込みでございます。しかし、地方特別交付税や特別交付金が当初の見込みより減額になると予想されるなど、まだまだ歳入に対して不確定要素が多く、財政的に厳しい状態が続いているのも事実でございます。議員ご指摘のとおり、緊縮型の予算編成により、町民や地域社会に対して相当の痛みをお願いしてまいりました。交付税の増額分全額を使えないまでも、今回提案をしております補正予算において、緊急性の高い生活環境の整備として道路の修繕に300万円、側溝改修・補修工事などに2,169万円の計上をしておりますので、よろしく願いいたします。

8点目、私の投稿記事の関係でございます。

「合併は究極の行財政改革」と言われますが、財政基盤の強化を目指して合併した県北の市では、地方交付税が減らされた影響から、合併後1年もたたないうちに財政再建団体に転落する危機が叫ばれております。財政的に厳しい市町村同士が合併する例がほとんどであり、市町村合併しても旧市町村の思惑が先行したり、合併による建設計画が足かせになり、思い切った行財政改革が実行できない状況にあるのではと思っております。

当初は3町合併が破綻した後、自立の道を歩むために財政破綻を回避すべく、昨年、行政、議会、町民が一体となって中期財政計画を見据えた財政再建プランを策定し、財政健全化への一歩を大きく踏み出しました。5カ年で14億円余りの財政効果を生み出すプランでございますが、もし合併したら、先ほど述べた理由等で同じような改革ができたかが疑問なことから「合併効果をしのぐ」という表現を使わせていただきました。

財政再建はスタートしたばかりであり、計画どおりに財政状況が推移したとしても、平成25年度までは厳しい財政運営を強いられます。プランによっては実施時期がずれ込んだり見直さ

なければならぬ場面も想定されます。国の動向によっては地方交付税や補助金の減額が懸念されるとともに、扶助費の増加や地震災害等、推計にない歳出増も考えなければなりません。常に財政調整基金として5億円を確保できるような財政運営ができるようになった時点で「財政非常事態宣言」を撤回できると考えておりますが、平成24年、25年ごろには何とか撤回できるように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番大坂三男君の質問を続けます。大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） ただいま町長の答弁の中で、成人歯科健診、それから基本健診のときの受診率非常に低いというようなご回答をいただきました。データの的には10%前後ぐらいで、柴田に限らず近隣の市町でもやはり低いということのようですが、歯の病と申しますか、歯に関する病気、痛いときは非常に困るんですけども、治療に行くのも非常に嫌だということもありまして、また、命にかかわる病気でもないという認識で、なかなかこの歯科衛生に関しては住民の認識が向上しないという現状なのかなというふうに思います。

ただ、いろいろ調べてみまして、歯とか歯茎の健康が個人個人、一人一人の全身の健康増進につながっていて、ひいては町全体の総医療費の削減にもつながるんだということを改めて私、今回認識したわけでございます。

そこで、医療費削減の観点から歯科衛生の啓蒙・啓発、こういう運動を町の事業としてこれからは力を入れていかなきゃならないというふうに思うんです。この辺のことについて、今現在、町長を初め町の担当者の方ほどのような認識を持っておられるか、改めて伺います。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 歯科の衛生指導につきましての考え方でございますが、今年度、歯の衛生週間というようなことで800名の方の入場者がありました。その要因につきましては、子供さんにフッ素塗布がその目玉だったのかなというようなことで、来場者のほとんどがお子さま連れの方でございました。

このことにつきましてはフッ素塗布につきましては医療行為なものでございますので、歯医者さんの先生方の協力を得られませんことにはできない事業でございますので、今後とも歯医者さんのご協力を得ながら、歯の衛生につきましては啓蒙・普及に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 全体の医療費とのかかわりについては、どのようにお考えになってますか。町はどの程度歯科部分に対しての医療費が占めている割合、どのようにとらえておられますか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） お答えします。

私の方で国保の方ということで国保の関係で数字でお答え申し上げます。

18年5月診療分で町の方で分析してございます。その中で受診件数ですね、約1万3,000件ございます。受診件数別に見ますと、循環器関係では25%と多いわけなんです、歯科が次いで14.6%の受診件数割合になっていると。いわゆる大きく占めているという状況です。それから費用額を見ますと、3億2,200万円総費用がかかっているわけなんです、このうち歯科の割合、これが7.2%でございます。

というふうなことで、町の医療に占める割合も結構高いということなので、この辺からも医療費削減は当然できるのではないかなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 今は歯科医療そのものの医療費、あるいはパーセントということで回答いただいたんですけども、歯科の先生方おっしゃっていること、あるいは文献等を調べてみますと、歯とか口腔衛生、口腔関係が影響して全身の病気になる。特に高齢者がそういう傾向が非常に高いということなので、歯の治療そのものの医療費もあるんでしょうけれども、それがかかり全体の医療費の方にも響いているんだということの認識を持たなくちゃならないんじゃないかなというふうに思います。

それで、このパンフレット、たまたま家で見つけてきたんですが、医療費の負担がふえていますということで町民の方に配ったものなんです、医療費の現状と、それから医療費増加の主な原因というようなこと、それから医療費を有効に使いましょうとか、自分の健康は自分で守りましょうと。主に町から言えば医療費を減らすために皆さんに気をつけていただきたいというようなPRパンフレットなんです、ここの中に歯の衛生とか口の中の衛生ということに

ついてはないんですよ、残念ながらね。自分の健康は自分で守るという、いろいろ内容の中に口腔衛生とか歯の衛生については一言も触れてないので、これはいろんな機会にこれからも出すと思いますので、今度出すときはぜひこの中にも入れてほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） そのチラシにつきましては、医療費がこれだけかかっているというふうなことを周知して、医療費の削減に町民の方々に協力いただくという趣旨で国保の方でつくっているチラシでございます。

今度は健康福祉課の方とも話し合いをしながらつくっていききたいなということで考えております。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 歯科衛生大会の件でお伺いします。

主催者の歯科医師会が忙しい中で準備が大変なんですよという話なんですよ。ことし、幸い、さっきお話ありましたように 800人も集まって大変盛況だった。結構だったんですが、ことしの準備は、要するに町がどのような形で応援したのか。それから費用等の負担、分担といえますか、町が幾らかでも支援したのか。その辺の準備段階から開催に至るまでの町のかかわりについて、ちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

今回の衛生大会の当日を迎えるまで3回の役員会が開催されて当日を迎えました。

その3回の役員会議は、たまたま会場が本町というようなことで本町の役場庁舎の中の会議室を利用しまして開催準備等に当たりまして、この大会の規模につきましては郡の大会というようなことで開催されています。郡の歯科医師会の方々ですと三十数名の方、ですから三十数名のマンパワーを擁した大会というようなことでご理解いただければと思います。

確かに先生方は夜まで勤務を、夜間も病院をあけている先生方もたくさんおられまして、なかなか集まるのに苦慮しているというのは実情かと思えます。

この大会の費用等につきましては、柴田地域医療対策というようなことで、この対策委員会の中の柴田支部委員会歯科保健部会の事業というようなことでとらえられておりまして、そちらの仙南地域医療対策支部の方から40万円程度の事業費が支出されてございます。町からの直接の支出はありません。

なお、町はその仙南地域医療対策の方へは負担金はしております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 現在は4年に一度しか町には回ってこないということで、もう少し回数をふやして、この歯科衛生の啓蒙・啓発に当たってほしいという要望があった中で、できれば町単独でも2年に1回ぐらいはやりたいという考えのようですので、ぜひこれは確実に実現する方向でお願いしたいというふうに思います。

次に、フッ素塗布の件なんですが、今、村田町、川崎町ですか、柴田郡ではやっているということなんですが、その2町のやった経過とか2町の実績ですね、その辺もしわかればお願いします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 他町の資料につきましては、今手元には持ち合わせてません。

後日でよろしいでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 県の指示で、県から多少事業補助金が出て試行的にやっているような話を私は伺ったんです。

それで、例えば柴田がこれからやり始めるとしたときに、費用的にそういうふうな県から引き出すみたいなのができるのかできないのかが、ちょっと気になったのでお尋ねしたんですけども、もしフッ素塗布を柴田でやるようになる場合は、その予算づけみたいなのはどうに考えていくのかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 現在、フッ素塗布に関しまして歯科医師会の皆さんと代表者の方2名出していただきまして協議を進めております。

フッ素塗布技術等につきましては、歯科医師会の先生方からご協力いただいて、それに使う薬剤、消耗品等々につきましてはの概算見積もりでございますが、大体15万円ぐらい要するのかなというような見積もり額になってございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） これは形としては子供さんを連れた保護者の方がそれぞれの歯科医院に行ってその塗布をしていただくような形になるのか、あるいはどこかで塗布の日にちを決めて保健センターみたいなところで集中的にやるようになるのか、どういうふうな形を考えておられますか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 集団で接種を考えております。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） できれば多くの方に、2歳児で、先ほどの話では1回目が無料、それから2回目以降は有料という形にするのか。もう一回確認をお願いしたい。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 2歳児に1回を無料でというような計画で現在計画をしてございます。

なぜ2歳かということなんですが、虫歯の発生状況を健診時で確認してございますが、2歳児には19.7%の子供さんが虫歯を、有病者といいますか、4歳児になりますと47.5%に虫歯を持つ子供さんが2歳からぐっとふえるといいますか、そんな関係上2歳児にというふうな、2歳児の好機につきましては、以上なことから2歳というふうなことを計画してございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） フッ素塗布にかかわっているいろいろ調べてみますと、フッ素塗布ばかりに余り注意を払って、注意しなくちゃならないことが抜ける場合があるので、それはちょっと気をつけなくちゃならないよという話があります。

ちょっとご紹介しますと、フッ素塗布の効果そのものについては、この有効性というのはいろいろ実験等でも証明されていると。特に子供たちの虫歯を予防するということには大いに効果があるので普及させたいということなんでございますが、ただし、一つ注意しなくちゃならないということがある。それはフッ素塗布は虫歯予防にはよいんですが、歯科衛生全体から見ると、虫歯予防だけではなく、もっと大事なことがあるというわけですね。それは歯茎の健康、それから歯周病、歯肉炎、歯槽膿漏なんですね。いわゆる歯茎に関する病気の予防が、大人になってからの、あるいは高齢になってからの歯の健康やこの口腔衛生、さらに全身の健康維持につながるということがあります。注意しなければならないということは、フッ素塗布で虫歯を抑えられるために子供たちに歯磨きやブラッシングの習慣を教えないでしまうと。そうしますと将来、歯茎関係の病気を起こしやすいという問題もあるということなんです。それでは本末転倒にもなるので、大人になって30代、あるいは40代ぐらいあたりに虫歯がほとんどない人で歯磨きとかそういうブラッシング、そういうことに熱心でない人が、ある時期から突然歯茎が、がたがたになっていくという傾向があるというんです。

私も四十五、六ぐらいまで虫歯が全くなくて、歯の健康優良児だな、なんて自分で思ったた

りしたんですが、それが逆に虫歯がない分、歯茎のケアをしてない、手薄になるので、歯茎と
いいですか歯肉の方が不衛生になってやられてしまうということで、私もそのとおり50代半ば
あたりからかなり歯茎、あるいは歯槽膿漏なんて言われて、何本か歯を抜かざるを得ない状態
になっております。

そういう傾向があるので、それを防止するという意味で子供のころにフッ素塗布で虫歯を予
防しながらも、あわせて正しい歯磨きやブラッシングの習慣を身につけていかなければなら
ないということが大事なんだということでございます。そういう意味で、正しい歯磨き、それか
ら正しいブラッシングの習慣を、大人も含めて町の子供たち全員に普及させるために町が音頭
をとっていってもらいたいというふうに思います。いかなる方法があるかはいろいろあると思
いますが、この辺について、ちょっと見解を伺いたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） ただいまの件につきまして、この前の衛生大会のときに反省会
が開催されました。その反省会に私も、町長もですが、同席させていただきまして、いろいろ
指摘されました。まさしく今回のこの大会につきましては、何かフッ素塗布ばかりがメインと
いいですか、クローズアップされて、正しい虫歯予防についてのテーマが少し不足していたん
じゃないかというようなことを言われまして、まさしくそのとおりだったなと思います。

今、議員が言われました食生活というようなことも大変歯の衛生には関係してきてございま
して、この衛生大会のときには、ちょっと会場が2階になってしまったんですが、食の関連で
虫歯にならないといいですか、正しい食べ物というんですか、これらは虫歯になりやすい、あ
るいはなりにくいというようなことで食のコーナーも展示してたんんですが、そのことについま
しては今後大きくクローズアップして、大会等を催す場合にはその辺に意を用いてまいりたい
と考えてございます。

確かに正しい虫歯予防知識の普及というのは大変大事なことでございまして、そのフッ素塗
布につきましても、1回だけやればいいんだというようなことではございませんので、これも
あわせて継続していくような啓蒙・普及に努めてまいりたいと思います。

健康福祉課につきましては、低年齢のうちからきちんとした知識を身につけられるような健
康診査に今後とも、今のところ高い健診率は誇ってございますが、まだまだ100%に向かって
健診業務に意を用いて努力してまいりたいという考えでございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 確かにあの日、6月2日の衛生大会のときに私もちょっと親戚の子供を

連れてきたんですが、余りにも人が多くて、そういういろんな食生活とか、あるいは顕微鏡で虫歯菌を見るとか、何かいろいろやっていたみたいなんですけれども、とてもそこにたどり着かない状態で、フッ素塗布だけして帰っていったんですけれども、せっかくやる以上、あんまり人多く来てもらっても困るとも言えないんでしょうけれども、趣旨がきちっと皆さんに伝わって、皆さんがそれぞれコーナーコーナーを体験できるような形でやっていただくとありがたいというふうに思います。

それから、次に、在宅者への訪問歯科治療について伺いますが、これ在宅者の訪問歯科治療というのがよく町民の方ご存じないと思うので、これはどういう場合に利用できるのか。先ほどの話では、機材を郡全体で1台用意したからこれを使ってということだったんですが、1台ぐらいでこの柴田郡4町全部賄えるのかなという心配が一つあります。とりあえず、どういう場合利用できるのか。それから申し込み手続等はどこにどういうふうにするのか。この辺ちょっとお願いします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） すみません。先に答弁漏れの部分からでよろしいでしょうか。

郡内で村田町と川崎町がフッ素塗布をやってございます。村田町につきましては、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診時に希望者にフッ素塗布をしてございます。川崎町につきましては、1歳6カ月児健診、2歳3カ月児健診、3歳6カ月児健診で希望者に対しフッ素塗布を実施というふうなことの内容でございまして、両町とも効果がどうだったかという検証までにはまだ行ってないそうでございます。

2町に対しましては、県からの補助が入ってございます。

在宅者への訪問歯科治療につきまして、町長が答弁申し上げました。従来ですと、主に特別養護老人ホーム等のような施設に対する地域巡回歯科保健対策事業として県が実施主体で事業が行われておりました。中身につきましては、県が保有する機材を積んだ車ですね、車が県歯科医師会所有のそういう健診車でもって各県内の施設を巡回して保健指導に当たっていたという経過がございましたが、昨年度でこの県事業が廃止されました。

郡の医師会の方々といろいろな機会をとらえて相談してまいったんですが、県が所有している機材が使えなくなって、じゃあ郡としてどのような対応が必要かというようなことで話し合いがなされました。在宅といいますか、そういう施設に参る場合には機材がないと訪問ができないというようなことで、その機材につきまして各歯科医師それぞれが所有するのではちょっとというようなことの話もございましたので、町で単独で所有といいますか、その案もあった

んですが、各町それぞれでは、そんなに利用頻度的にも各市町1台ではちょっとというようなこともございまして、じゃあというようなことで郡で1台ではどうかというような話し合いが持たれました。で、郡4町と、あと歯科医師会5者というような関係で、5者でその負担金を出し合おうというようなことでポータブルユニットを購入してございます。

この利用につきましては、今現在なんです、郡の医師会の方でこの利用、あるいは住民への周知につきましては、どんな方法が最も効果的なものかというようなことで今協議中でございますので、協議が整い次第、速やかに周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） どうも今スタートした、最近スタートしたばかりだというようなことで、これからというようなことだと思います。

それで、これと、その後で介護老人などの口腔ケアについても伺いしておりますが、これ介護保険との関係がちょっとよくわからないんですが、介護予防サービスとして地域支援、これ介護、町の介護保険事業計画の写しを持ってきたんですが、地域支援事業の介護予防サービスとして口腔機能向上を指導するための教室というんですか、講習会というんですか、そのようなものを開くように義務づけられているというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） 介護保険そのものではその口腔ケアが大きなテーマにはなっています。ただ、介護の状態になったときには口腔ケアというのは歯の問題だけじゃなくて、基本的にはかみ砕き、飲み込むという、その全体を口腔ケアとして位置づけてます。ですから虫歯予防もありますし、入れ歯ということもあります。あとあごの筋力とかですね。そういう意味で、当然介護に入れば、歯が悪ければ治療かけるという状態もありますし、それは医療保険で行うわけですが、今議員がおっしゃった予防という意味では、特定高齢者の介護予防事業の中で、まだ介護に至らない寸前の方に対して、口腔機能を維持するための教室を開催しております。ただ、今開催しているのは運動期、いわゆる軽運動のたぐいでありまして、19年度、ことしに口腔ケアも含めた事業を行うことにしています。

この事業については実施主体は、いわゆる施設がそのノウハウを持っておりますので、施設に委託をお願いして、今口腔ケアが必要な方が100人前後いるというふうに見ています。その方たちに呼びかけて、その予防のための、虫歯だけではありませんけれども口腔ケアの事業をことしから展開していくというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 介護給付としての口腔ケアを施設等でやるというのはわかります。予防給付として、例えば特定高齢者とか、要するに要介護でない方とか、要支援でない、まだそこまで至ってない方に予防という意味で予防サービスとして公民館とかそういうところで、例えば町主催なり、どこ主催になるのかちょっとその辺も私よくわからないんですが、そういう教室みたいなのをやって皆さんに周知して皆さんに来ていただいて、それで町民にこの歯科衛生を普及させるという趣旨で、公民館等で一般の方対象にやるのが介護保険の中の地域支援事業でやれないのかなということをお聞きしたんでございますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） 正確に言いますと、介護給付、介護予防給付の中で虫歯の治療費そのものはほとんどが対象になりません。それは医療費対象になるというふうになっております。ただ、今先ほど申し上げましたように、口腔ケアの中の大きな位置を占めますので、その辺のケアについては施設の職員なりケアマネジャーがよく見ることになっています。

もう一つは、いわゆる予防ですね。今おっしゃったように、元気高齢者も含むんでしょうけれども、その方たちの虫歯予防という事業については、できればその介護事業という体裁よりも一般高齢者保健事業として、先ほど私の課長が申し上げましたように、いわゆる保健事業として、一般高齢者を含めた保健事業として展開していった方がいいんじゃないかというふうに今考えております。介護保険事業で特別のメニュー、手当てについては制度上はありませんので一般高齢者として考えたいと思います。以上です。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 制度的にはないということをおっしゃったんですが、私が調べている資料では、予防サービスの提供という形で運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり、うつ、認知症の予防・支援・再評価ということで、地域支援事業による介護予防事業としてサービスを提供するというふうになっておるんでございますので、この辺もう少し後で、よく私もちょっともう少し調べてみますけれども、この事業を使う使わないは別としても、とにかく歯科衛生、口腔衛生についてもっと町がPRに努めていただきたいなというふうに思います。

それから、学校医報酬の件、非常に仙北に比べて仙南がその約半分ぐらいたと。一方で、耳鼻科の先生については余りいらっしやらないので、どうしても普通の校医、普通の学校医よりも高い報酬でやっていただいていると。その辺の不公平感みたいなのもありまして、ただ歯科医の先生方一生懸命でやっていただいておりますので、その協力、努力に報いるためにもこれは早く報酬を正常な形に戻していただきたいということで、先ほどの答弁では20年度から段階的に

ということで、この仙南、ほかの近隣の市町ともあわせて、話し合いながらいろいろ相談をしていると。この中で柴田町は単独でも少しでも早くそれにこたえていきたいという答弁いただきましたので、ぜひそれは必ず実行をしていただきたいなというふうに思います。

それで、次に、財政の方の質問に移らせていただきます。

柴田町の最近の財政状況を私なりに見ていろいろ判断しようと思いますと、大分いい方向に向かっているのではないかなというふうに思っております。町でいろいろ会合あって来賓として町長、議長参加されますと、町の貯金少し最近ふえて財政が好転してきつつあるんだというふうに明るい話題を振りまいていらっしゃるふうに私も伺っております。私も聞いたことがあります。久しぶりの町の明るい話題で大いに結構なことだと思います。そのせいか町長の顔もこのごろ少しにこにこしてるかなというふうにも思うんですが、これは柴田町が財政状況非常に厳しいということをきちんと受けとめて、また、それを町民にさらけ出して、そしていち早く財政再建に取り組んだ。その結果が徐々にあらわれ始めてきているのではないかなというふうに思っております。頑張って財政再建に取り組んだから少しよくなったのかなと思います。あの時点で取り組まなかったら、ますます泥沼にはまっていたと思います。財政再建プランをみんなで検討して実施して、本当によかったというふうに私は思っております。

そこで、財政再建への取り組みについて町長の現状認識、現段階での考え方をまず伺いたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 本当に柴田町は合併破綻後、皆さんとともに財政再建プランをまとめました。そして、柴田町の財政状況をつぶさに町民に知ってもらいたいということで「よくわかる町の仕事と予算」ということで、すべてさらけ出しました。これに対しては町民からも大変好評をいただいているところでございます。そうした中であくまでもこの財政再建プランというのは、うちの職員をメインに町民にも大分仕事で待っていただいているというふうな状況にございます。

そうした中で少しずつ財政健全化の方向に一歩一歩歩み始めているんですが、たまたま今回の地方交付税の話で、県全体では 4.4%の結果としてマイナスということだったんですが、うちの方はその指示に従って、予算割れすると困るということで 6.8%のマイナス予算で議会を通させていただきました。ところが、結果としては地方交付税は 4.2%、予算に対して…、失礼しました、前年度対比で 4.2%の増ということになりましたので、簡単な言葉で言って申しわけないんですが、マイナスで見ていたのがプラスになったものですからダブルでふえ

たように見えます。そして、約2億3,000万円予算上はふえたことになっておりますが、これは見かけだけで、実質は3,000万円ぐらしか税収とそのほかの交付金等はふえておりません。ただマイナスではないということは、その辺を理解をしていただかないといけないと。

そして、やはり100億円の財政規模でございますから、5億円は絶対に手をつけないで財政が回れば、これで財政破綻は回避できるというふうに思っております。それで、町民に対しては、5億円は災害とか地震のとき、それから子供や孫たちに手をつけないで財政運営したいというお話をしております。今回の補正予算で5億5,000万円財調並びに減債基金に貯金をすることができました。お金はありますが、実は当初予算で貯金に2億5,000万円手をつけて予算を組んでおります。これを続けている限り、貯金の量がなくなれば、またもとのもくあみに戻るわけですね。ですから、町民に対しては、5億円貯金はできたけれども予算に手をつけている財政構造ではだめだということで、もう少し我慢をしていただきたいというふうにお話をしております。ですから、来年度も恐らく財政調整基金に手をつけないと予算が組めないというふうに思いますが、なるべくその財政調整、貯金に今は2億5,000万円手をつけておりますが、それを2億円なり1億円なりに下げていって、将来は全く手をつけないで身の丈に合った財政運営ができれば、柴田町はこれで財政破綻は全くなくなるというふうに考えております。ただし、あくまでも今の事業を続けていくという前提です。

ところが、これからはまだ船岡中学校の体育館、槻木中学校の全面改築、船岡中学校の補強等、それから生活環境の整備、道路、こういうものがメジロ押しにあります。ですから、これをどのくらい歳出に見込みながらも予算を組めるかどうか、これが一番の財政運営の健全に向かった歩みではないかなというふうに思っております。ですから、町民に対しては、貯金はできたけれども、まだまだ貯金に手をつけている財政構造なので、やはり財政再建プランをきちっと実行していくことが必要だという認識でおります。そのところをわかりやすく町民にこれからも訴え続けていかなければならないというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 次に、臨時財政対策債について伺います。

財政再建プランの検討時のこのシミュレーションがございます。この財政再建プランのシミュレーションでは、この平成21年度まで臨時財政対策債が計上されておまして、それ以降は空白になっているんですね。

いろいろ今非常に地方自治体厳しい中で、このたびの参議院選挙の結果を受けて、国も地方重視の施策に転換せざるを得ない状況になっているように思います。その辺を考えますと、地

方交付税も、それからこういう臨時財政対策債も、引き続きある程度地方にとっては条件のいい形でこれからは続くのかなというふうに思います。臨時財政対策債、これ過去にも期間が延長になった経緯もありますので、この22年度以降も私は延長になるんじゃないかなというふうに、甘い考えかどうかわかりませんが予想しております。

したがって、この財政再建プランのシミュレーション、これで21年度までは約3億9,000万円ぐらいずっと計上されてますね。もし、この22年度以降も同じ規模ぐらいでずっと継続が認められるとすれば、ますますこの財政面では余裕が出てくるのかなというふうに思いますが、その辺の見通しいかがでございましょうか。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 臨時財政対策債の件についてお答えいたします。

臨時財政対策につきましては、今年度も昨年度より約9%減になっております。それで、全体的には全国ベースでも1割程度減っているわけですが、20年度の地方財政計画案のまだ案の段階なんですけれども、来年度も交付税につきましては約4%ほど国の方では減額するというので、臨時財政対策債につきましても約9%ほど減額するというので、議員がおっしゃるように、地方が大変だということで国の方では地方を応援するというよりは、より一層まだ地方に対しては厳しく臨むというふうな財政計画が今示されております。概算要望の段階でございます。

それで、22年度からの財政推計では臨時財政対策債見込んでいないわけですが、そういう意味では前のように3年3年で見直しされているわけですが、全くゼロということはないかもしれませんが、非常に数字的にはかなり、今3億7,000万円ぐらいのベースですが、1億円とか2億円のベースになるのかなということで考えております。

臨時財政対策債はあくまでも借金だということで、町の財政については余裕は余裕的に助かるんですけど、ある意味では臨時財政対策債も対策債を借りないで財政運営できれば、先ほど町長が言ったように町の財政が好転したと言えるのかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） あくまでも借金とはいえ、唯一借金のできる制度なので、ある意味では借金をしてでもやらなくちゃならないものがあるので、少なくともこれが少しでも延長になれば、そのときは助かるなということだと思います。

次に、実質公債費比率、きのうでしたか発表になりましたので、その件でちょっとお伺いしたいと思いますが、非常に柴田町ワースト2ということで、相変わらず厳しいなと思います。

私は余り厳しい目でずっと見続けることは非常につらいので、少しでも明るい材料を見つけようと思っいろいろお聞きしているわけなんです、この実質公債費比率と町の財政構造の関係がどうなっているのかよくわからないんですね。

例えば、大河原町が去年まではたしかワースト3だったのが、今回は全然抜けちゃってますから、この辺が実際の町の財政構造とその実質公債費比率の関係がどういうふうになっているのか、何かその辺の関係わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 実質公債費比率につきましては、昨年度は村田町、柴田町、大河原町ということで3町、県内でワースト3ということでした。今回、柴田町と村田町については1位、2位ということで変わらないんですけども、大河原町が7番目ですかね、下がったということなんですけれども、昨年度と変わりましたして今回、全国的に統一して決算統計からやるわけなんですけれども、その算定方法が変わったということでございます。

実質公債費比率というのは、町が借金している毎年返す公債費ですか、借金どのぐらい返すかと、それから債務負担行為ということで、仙南土地開発公社、あるいは土地改良区の債務負担ということで、そういうものをどのくらい町の財政に対してどの程度毎年借金を返さなくちゃいけないかという指標でございます。3カ年平均で出します。

たまたま今回、大河原町が減額になったというのは、病院の負担金があるわけですけども、病院の負担金の中にも病院を建設した際の起債借りてやっているわけですけども、それが昨年と違って若干考え方が変わりましたして、大河原今までその分当然負担率が多いわけですから数字高かったわけですけども、その案分率とかの関係で、病院の負担金の起債の分の案分率の関係で大河原町が下がったということでございます。

柴田町は当分、25年度あたりまで毎年17億円程度の公債費を償還していかななくちゃいけないということで、当面、あと5年程度はこの実質公債費比率は下がることはないというふうに考えておりまして、あと5年程度は今の21%前後で推移するというふうに予測しております。

ですから、財政構造的には、逆に白石ですね、白石は実質公債費比率で県内で最下位から2番目ですかね、女川に次いで下から2番目という低いわけですけども、白石が低いというのは、当然うちの方よりは交付税を倍ぐらいもらっていることと、それから債務負担行為がほとんどないということです。借金の額については柴田町と余り変わらないんですけども、借金が少なくて収入が多いということで、白石は非常に実質公債費比率が1けた台というふうになっております。逆に柴田町は収入に対して借金が多いという構造だということでございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） これは私非常に驚いたのが、ワースト1が村田町で、ワースト2が柴田と加美町ですね、それから大崎市、多賀城市と続いているんですね。加美町合併して5年もたっていて、こういうような非常に財政厳しいのが出ているというのがどういうことなのか。合併の財政効果全然あらわれないということについては、私もずうっと調べていてわかっていましたし、本会議でもそれは何回か申し上げてきました。どんどん悪くなっていっているようです。その理由ですね、合併しても実質公債費比率が依然として高く、しかも悪くなっていくということについて、どういう理由があるのか。その辺ちょっと情報を得ていただければご説明願いたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 正確な資料等は取り寄せてというか、手元にはないんですけれども、推測なんですけれども、合併した際にも、当然合併する前の各市町自体がそれぞれ起債なり、借金ですね、借金があるということで、そんなに償還、一気に合併したからといってできませんので、一つは、その合併前の各市町の起債高ですね、それも3カ年でやるということで、なかなか率が下がらないということが一つあると思います。それから、当然合併した際に、加美町であれば合併特例債ということで起債を借りているかと思うんですけれども、そういう新たな新市建設計画等で借金したやつが今度は償還ということで、それも起債の増額ということになっているのかなとも思っております。

いずれにしても、合併前の借金と合併後の借金の割合が高くなったということで実質公債費比率が高くなっているということだと思っております。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 合併してもなかなか財政が、借金もやればまた同じことになっちゃうということで、合併しても財政的には余り足しにならないのかなというふうな理解を私はしております。

次に、地方交付税7月に決定したということで、先ほど来、柴田は増額になりましたということで、幾らかはちょっと補正予算組んで、多少急ぎの仕事ぐらいはできるかなということで大変喜ばしいことだとは思いますが。

ここでもやっぱり合併団体の概要という、この間の県の資料の中にそういう項目がありますが、この表を見ても、やはり合併自治体ほとんどがマイナスしているんですね、増減率が。この辺もやはり合併してもどんどん減らされていくのかなということで、この辺を町長どのよう

にごらんになってますか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） よく合併しますと地方交付税がふえるというようなことが3町合併でいろいろ議論をさせていただきましたが、実質、その後の経過を見ますと、九つの自治体で今回地方交付税がふえたのは、たしか二つだったのではないかなと。あとの七つはマイナスと。合併して3年たったところもあるし2年たったところもあるしね、加美町のようにもう4年たったところありますが、実質九つのうち地方交付税がふえたのは四つだったと思います。あとの五つは全く3年間トータルでマイナスでございます。

これはマイナスになったのは国から来なかつただけの話で、もしかすると地方税がふえたということでございますので、なかなかその関係が難しいということでございます。ですから、合併したからふえる、合併しないからふえないということは考え方を改めてもらわなきゃない。やっぱり基本に戻って基準財政需要額と基準財政収入額どのぐらい柴田町でとってれば歳出がふえるのか、それに対して収入がどのぐらいなのか、その差を埋めているだけだということをご理解をいただきたいなというふうに思っております。

ですから、この健全な財政運営というのは、実質公債費比率、確かに柴田町は今ワースト2、加美町もワースト2です。柴田町は0.4下がりました。加美町は逆にふえてます。そこをきちっと考える必要があると。借金を抱えても、皆さんの家も同じですね。ローンを抱えても毎日の生活に、言葉は悪いんですけども、サラ金に追われなくて生活していればこれは問題ないですね。柴田町は、残念ながら貯金に手をつけて生活をしているので、その貯金に手をつけなくて生活をして初めて財政が健全化するということです。ですから、借金を持っていることが問題ではなくて、借金が返せないような状態になったら問題だと。柴田町は今その毎日の生活を切り詰めて早く健全な財政に戻すということを一生懸命、町民、議会、執行部がやっておりますので、この資金の流れがショートしない限り、もう健全化に向けて一歩も二歩も進んでいるということをご理解いただきたい。

その際、地方交付税につきましては、あくまでも今回新たな基準で新型交付税の関係、それから「頑張る地方応援プログラム」というブラックボックスの面がちょっとありましたので、柴田がふえたのはよく検証しなければなりませんけれども、簡単に言うと財政が柴田町はかかるんだと。収入が若干しかふえなかったと。その差額が国の方で9億8,000万台の地方交付税として来たということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 時間がだんだん迫ってきてますので、この町長の投稿について私質問の事項の中に入れておきましたけれども、もうちょっと具体的に説明願いたいと思うんですが、その前に、町長投稿したことについて私非常によかったのではないかなというふうに思うんですよ。

最近、きのうだから二、三日前の新聞にロシアの大統領がA P E Cの首脳会議に臨むに当たって、世界の主要メディアに自分の考えを寄稿したというようなニュースもありました。それから、きょうの新聞には、山形県の副知事の後藤ヤス子さんという方がやはり投稿されているんですね。それから近隣で言えば、隣の角田市の現市長が数年前に合併について投稿をされますね。ちょっとここにコピー私持っているんですが、内容は「地域の特性をそのまま保持し、合併の効果を十分に引き出すために機能合併を経て広域行政圏2市7町を一つにまとめた大規模合併がよい」というふうに角田の市長さんは2市7町の広域合併を投稿で訴えておられますね。こういうふうに国でも県でも自治体のトップが自分の考えをメディア等を通して広く発表して、みずからの考えを明らかにするということは非常にいいことだと思いますので、ぜひほかの首長さんたちも、例えばこの合併についてでも何でもいいんですが、首長さんの考え方をこういう形で発表してくれば、自分の町の首長さん何言っているかぐらいは議員だとわかりますが、隣の町長さんどう考えているのかなということなんかをわかる意味では非常に一つのいい手法かなというふうに思います。

それで、ひとつこの中身についてお聞きしますけれども、「柴田町は3町合併破綻後、大胆な財政再建プランをまとめ、合併効果をしのぐ行財政改革を徹底し、財政健全化へのめどをつけた」というふうに書かれておりますが、これは具体的に、この3町合併のときの合併効果というのは多分算出されていると思うんです。私もそのときの資料ちょっと調べてみて、いろいろ書いてあるのでそれなりにはわかるんですが、それと、この柴田町が行財政改革をやって、ある程度の健全化のめどをつけるほどの効果のめどがついたということのその比較の根拠を、数字的なものを挙げて説明いただかないとよくわからないなということもあるので、町長にその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 答弁をお願いします。町長。

○町長（滝口 茂君） 3町合併では、ちょっと数字うろ覚えなんですけど、人件費削減で53億円の財政減があるような、40億円ですか、失礼しました、40億円ですね。40億円ということでございました。柴田町の財政再建プランの10年間では28億円ということでございますから、今回は人件費削減ばかりではなくて、町民にも負担をお願いしたりサービスの低下をお願いしてま

とめたものでございます。簡単に数字で比較はできないというふうに思いますが、発表された数字からだけ一面から見れば、町民に知らせたときの財政削減効果は40.6億円でございます。柴田町は10年間で28.3億円。これを比較すると、精緻な比較はできませんが、それなりの努力はしたという結果は言えるのではないかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

○5番（大坂三男君） 行財政改革については、プランにのっとなって着実に実行していけば、町長はかなり、そう甘いものではないよというふうにおっしゃいますけれども、私はそれなりに成果が出て、とにかく借金のできる町にまずなって、いろんな町民のいろんな要望、需要がありますので、早くそれを手をつけられるような、そういうような形になることを私としては期待しております。

とにかくいろいろ今災害等で、今回の議会でも何人の方も質問をされておりますし、少しでも水の冠水するところに常設ポンプつけるとか、そういう余りお金のかからないところ、あるいは道路なんかでもすごくひどいところありますよね。私もついこの間も言われてきたんですけども、船岡中学校の前のあの中曽根の道路、もう車で走るとすごいですよね。それからあの道路横切って行こうと思うと、水路のところ段差が物すごくて車の底がつきそうになるくらいひどい道路になっています。これ何とか早くしてほしいというような要望を受けてまいりましたので、今回の補正予算の中に入っているかどうかわかりませんが、そういう喫緊の緊急の、しかもやらなくちゃならないことについては、財政のことも必要なんですが、できるだけやれる分は早くやっていただきたいということを希望しまして、質問を終わります。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 先ほど答弁の中で訂正の申し出があります。企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 先ほど答弁した中で数字的にちょっと訂正ありますので、お話ししたいと思います。

一つは、実質公債比率なんですけれども、大河原町ですね、上から7番目ということで私お話したと思うんですけれども、9番目ということで訂正お願いしたいと思います。

それから、臨時財政対策債ですね、今年度3億7,000万円程度と説明しましたけれども、正確には3億5,700万円ということで訂正方お願いしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

○議長（伊藤一男君） これにて、5番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

次に、12番小丸 淳君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔12番 小丸 淳君 登壇〕

○12番（小丸 淳君） 12番小丸 淳であります。大綱2点について質問をさせていただきます。

まず第1点目、**どうなっているのか、避難所の管理運営は。**

大地震の際には、電気、水道等のライフラインは切断されるものと想定しなければなりません。現に今回の新潟県中越沖地震でもライフラインが断たれ、復旧するのにかなりの日数を要したようであります。

町の地域防災計画によれば、災害時、住民の避難場所が示されており、一たん緩急あれば、まずはそこへ避難し、応急的に生活を始めることになるのだらうと思います。

既に、行政区によっては自主防災訓練の一環として避難所までの避難誘導訓練は実施されておりますが、私も何回か訓練を見学させていただいている限りにおいては、いつも訓練はそこまで終わっているようであります。

しかし、新聞、テレビ等の報道によれば、その先、つまり避難所における暮らしが大変重要な問題となっております。

そこでお伺いします。

1点目、それぞれの避難所では、だれが総指揮をとることになっているのか。

2点目、各避難所ごとの管理運営を具体的に定めたものがあるのか。

3点目、避難所において一番大事なものはトイレ対策であると思いますが、トイレ対策はどうなっているのか。

4点目、避難所の運営に関する訓練は、想定状況を設けて演練する図上訓練が適していると思います。そのような訓練計画は考えていないのか。

大きい2項目、**新聞投稿の目的、ねらいは何か。**

町長は、唐突にも8月29日付河北新報朝刊に「よりよい広域合併とは住民の意欲が成功のかぎ」の見出しで投稿され、読ませていただきました。以前、町長が県職員当時も「どうしても3町合併へ気持ちが傾かない。今後とも自力でのまちづくりができる」云々という趣旨の記事投稿があったことの記憶と重なり、またかという感じを抱きました。県職員当時と異なり、現職町長という立場での意見の発表は、マスコミ効果から県内外を問わず、既合併、未合併市町村に及ぼす影響は大きく、大変重く受けとめております。本投稿の目的、ねらいは何なのかお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 小丸 淳議員の大綱2問でございます。まず、どうなっているか、避難所の管理運営についてでございます。4点ほどございました。

まず1点、指揮の関係でございます。

大規模な地震が発生すれば、家屋の倒壊などにより自宅での生活ができなくなり、避難所での生活をする住民は多くなることが予想されます。避難所の開設に当たっては、各避難所に町職員の担当者を選任し、自主防災組織と連携をとりながら避難者の受入態勢をとることにしております。

避難所の指揮権等については現在、定めておりませんが、災害当初の二、三日間くらいは町がとらざるを得ないと考えております。その後の指揮権につきましては共助の果たす役割は大きなものであり、地域の自主防災組織と避難者との協議で決めた方がよいのではないかと認識しており、避難所の管理運営とあわせて協議してまいります。

2点目、避難所の管理運営についてでございます。

1点目の指揮権と同じく、現在定めてはおりませんが、今後、避難所の組織や物資の調達、応急手当などの避難所として必要な管理運営については、県などから情報収集を行い、自主防災組織と協議しながら定めていきたいと思っております。

3点目のトイレの件でございます。

避難所生活において一番対応が難しいのはトイレだと思っております。災害時において水道が被害に遭い、避難所のトイレが使用できないときの対応としては、レンタル業者に仮設トイレの設置を要請し、それでも足りない場合は簡易トイレの活用での対応しかないと考えております。簡易トイレの備蓄は若干しかありませんが、今後、大規模災害に向けてある程度の備蓄を検討してまいります。

4点目、避難所の運営訓練についてですが、議員おっしゃるとおり、各自主防災組織において図上訓練や避難訓練、防災マップ作成などの訓練は行っておりますが、どの地区においても避難後の避難所での訓練は行っていないと思っております。確かに災害が発生した場合の避難所開設後の訓練も必要ですので、自主防災組織と訓練方法などを協議しながら、訓練の実施に向けて検討していきたいと考えております。

大綱2点目、新聞投稿の目的、ねらい等についてでございます。

我妻議員、大坂議員にもお話ししたものでございますが、ダブるかもしれませんので、よろしく申し上げます。

これまでも一般質問等で何度か答弁しておりますが、「県南中核都市実現の会」が提唱する

1市3町合併については、柴田町としては昨年の町長選において既に決着がついていると認識しております。

また、道州制が現実味を帯びている今日、国、広域自治体、道州及び基礎自治体である市町村の役割分担が見直され、道州から市町村へ大幅な権限委譲が行われることが想定されることから、基礎自治体は現行の中核市の人口規模である20万から30万人前後が望ましいと言われております。こうしたことから、将来は2市7町といった規模の大きな合併は避けられないと思っております。

こうした新たな動きの中で改めて合併協議をするに当たっては、道州制の動向を見きわめるとともに、先行して合併した自治体の検証や町民の立場に立った論点が必要なことを知ってもらうために新聞投稿をいたしました。

合併の検証に当たっては、例えば、加美町は合併して既に4年がたつわけですが、合併して本当に広域的なまちづくりが進み、地域が活性化してきたのか。少子・高齢化の進展や地域産業の低迷に少しでも歯どめがかかったのか。また、合併して、以前よりサービスが向上し住民が満足しているのか。行財政改革が進み財政が好転してきたのか。さらに、地域住民と自治体の一体感が強まったのかといった検証がぜひとも必要でございます。

残念ながら、合併は究極の行財政改革なのに、現実には、先ほど大坂議員の質問でもございましたが、実質公債費比率が今回、柴田町と同じくワースト2に上昇するなど、厳しい財政運営を強いられております。また、身近な役場がなくなったことで、旧小野田町、宮崎町の地域の現状は大変厳しいものがございます。

こうしたことから、より合併となるためには、まず先行した合併自治体の現状をよく踏まえた上で、住民が十分な判断材料を持ち、住民自身が意欲と覚悟を持って合併問題を考えてもらいたいという思いです。

新聞投稿の中身につきましては、これまでの本議会での一般質問の答弁や「広報しばた」8月、9月号を通して、議員の皆様や町民の皆様へ新たな合併に対する私の考え方をお示ししております。今回、さらに1市2町の皆様を初め合併第2幕を考えている自治体の皆様に、合併に対する私の考え方を知ってもらいたいということもあり投稿したものでございます。

なお、余談ですが、私のこうした内容は、6月1日に県庁で開催された市町村長会議の席においても、同様に私から発言をさせていただいております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君）　ただいまから休憩いたします。

2時25分再開します。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番小丸 淳君の質問を続けます。小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 質問は、先ほど水戸議員も大分私と重複する部分がありましたので、時間ももったいないですから、なるべく重複しないように質問をさせていただきたいと思います。

なお、先ほど町長の答弁にもありましたように、第1項目については、まだできてない分野がほとんどですので、したがって、禅問答みたいな形になるんじゃないかと思いますが、これからいろいろ計画をつくったり、いろんなものをつくっていただく上においてご参考になるように、そういうスタンスで問答していきたいなと思います。

まず、集会所に来るまでは、これはそれぞれ自主防災組織なり、あるいは家庭にあってはそれぞれの家庭の自己責任でやってもらうしかないと思うんですね。ただ、集会所に入った以上は、やはり公助といいますか、公がその中に入っているような対応をしていくということになるかと思うんです。

そこで、まず避難所、先ほど24カ所ということですが、その24カ所の中にはいろんな地区の人が集まってくるわけですから、実は私も3カ所ぐらい、いろんなところを見せていただいて、避難所までは皆さんちゃんと引率されてお見えになるんですね。あそこまでは来んですが、果たして、この後、この人たちはどういう形で避難所の中で生活していくんだろうなというものが私の頭の中をよぎりました。その避難所まで来る方の中にはお年寄りも、あるいは若い人もご婦人も、それから障害者、子供、そういった方々がぞろぞろと避難されてくるわけですが、その人たちが避難所に入って生活をしていくためには、まず役場からもどなたか担当者が来て、とりあえず、引き継ぐにしても何か最初のイニシアチブをとる形のものをつくってないといけないんじゃないかなと思うんですね。私は、それを本部機能といいますか、各避難所とも本部機能というのはまず最初立ち上げなきゃいけないんじゃないかと思うんです。その辺何かお考えがあれば、その避難所ごとに何か本部機能を立ち上げる。その本部機能はこういうものというお考えがあればお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） お答えいたします。

確かに、避難所に集まる方は高齢者、子供等、集まってくるわけでございます。その人たちを安全に避難生活を過ごせるような形での対応をしなければなりません。その避難所の組織、本部的な組織的なマニュアルですね、こういった避難所にはこういった避難所の会長さんなり運営責任者なり、その下にはこういった方がいるか、そういった組織的なものも明示しなくてはならないだろうという形で考えております。

今現在、それはありません。防災計画見直しする中でそういったマニュアル的なものをつくって、自主防災組織の方に明示していかなくてはならないだろうという形で考えております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） そういう本部機能があつて、そして、どなたか総指揮官になっていただいて、その本部の中のスタッフを使って、とりあえず受け入れをするだろうと、こういうことになると思うんですね。その間は避難してきていただいた方はその避難所の中で待機をしていただくということになろうと思うんです。

その本部機能がうまく働いてきて、いろいろ避難の暮らしが始まるわけですが、避難所の中には、私、やっぱりいろんな方が来るわけですが、お年寄りであれば、やっぱりお年寄りがうまく静養と言ったらちょっと語弊があるんですが、休めるようなところもなきゃいかんだろうし、あるいは障害者がおれば、障害者がうまく収容できる場所をつくらなきゃいかんだろうし、あるいはけが人がおれば、けが人がそこでお休みになる場所もなきゃいかんだろう。そういうような避難所の中にそういった区分けをした、何ていいますか、部屋なり収容場所、そういったものを分けなきゃいけないということなんですが、それらもやっぱり考えなきゃいかんのだらうと思うんですが、それちょっと、もしお考えがあれば。ただ、大きさにもよりますのでね。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 避難所の開設した場合、最初はかぎをあける。そこから始まると思います。

大規模な災害が起きましたら、避難所には町職員が、ある程度の地震であれば震度5強以上であれば、真っすぐにその指定されている避難所に向かうという形で今初動マニュアルを作成中でございます。

そのような形で、まずは避難所のかぎをあけて明かりをつけると。その後はどうするかと。そういったマニュアルも必要だと思います。次の行動としては、その避難所になっている施設が無事その避難所としての機能を果たすか、そういったものをまず確認していただいて、それ

でオッケーとなりましたら、今度はその避難所の空間の利用、そういったものも考えていかなくてないだろうという形になっております。

24カ所を避難所ということで指定しておりますので、その大きさ、部屋数等はこちらでわかっておりますので、その空間、もし高齢者がいた場合、高齢者をどの位置に避難していただくか、子供たちはどうしようかという形で、そういったある程度のガイドライン的なものをつくり上げて、自主防災組織の方にお知らせして、両方で検討して避難所という形でもっていきたいと思って考えております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） それから、一番大変なのは私は乳幼児だと思うんですね。本来であれば、乳幼児は1カ所、どこか町の中で、本当はそういうところに預かっていただけたところが一番いいんだろうと思うんですが、とりあえずはやはりそれぞれの避難所にお連れというか、連れてみえると思うんですね。その辺の部屋と乳幼児のケアですね、その辺なんかは何か考えておられますか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 最初には、やはり指定されている近くの避難所に行ってもらおうというのが第一条件だと思います。そこで避難していただいて、落ちついた時点でどの方がこの避難所にふさわしいかどうか判断することも必要だと思います。そこで福祉避難所や子供向けの避難所、そういったものが必要であれば、大きくなければ使用していない集会所の利用とか、そういったことも検討せざるを得ないという形で思っております。ですから、ケース・バイ・ケースによって災害の度合いによって、そういったものも臨機応変に対応していかなくてないということで考えております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） そういうことで、とりあえず避難所におみえになった避難者をうまく収容していくということで、うまくいけばそういうふうになるわけですね。

次に、私はトイレだと思うんです。実は何カ所か避難訓練見たんですが、皆さんがトイレに行く人いるのかなと、こう見ておったんですが、いないですね。いないはずなんです。何時何分に避難訓練やるということからみんなトイレに行ってきているんですね。ところが地震の場合は、あらかじめトイレしておくなんてことはいけませんから、避難所に避難してきた途端にトイレが必要になってくるだろうと思うんですね。そこで、そのトイレ対策というのは非常に大事になってくるだろうと思います。これは今回の新潟における地震なんかもそうだけれど

も、一番大変だったのはトイレだったというふうに聞いてます。

3日、4日たってくると、仮設トイレとか何かがぴしっと整備されますから余り問題ないんですね。とりあえず地震が起きて避難所に来た。今度トイレどうするかということで、とりあえずここへ来た方がトイレに困るんだろうと思うんですよ。1日に何か4回ぐらいなんだそうですね、平均、トイレするというのは、人間は。そうすると、来て、まずとりあえずいろいろやって、そうすると、そのトイレですね、何か考えておられるか。とりあえずのトイレ、そういう仮設トイレとか何かがあれば問題ないんですが、仮設トイレができるまで恐らく二、三日かかるだろうと思うんです。うまくすんなりくれば来るかもしれませんが、もう需要が町内、あるいは町内のみならず町内外ですね、至るところからみんな行くわけですから。とりあえずはそうすんなりとトイレの搬入というのはできないだろうと思うんですね。そうすると、とりあえずどういうふうにしてトイレをするか。それも男性の場合は余り問題ないと思うんですが、女性ですね、あるいは女の子供さんとか、そういったものの何か考えがあるかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） トイレ問題でございますが、確かに一番最初に避難して必要なものはトイレだとこちらでも認識しております。

現在、町でトイレの備蓄といいましても若干ほんの少ししかございません。簡易トイレでございます。段ボールでできていて本当の簡易的なものでございます。災害が起きれば、リースでもっての仮設トイレ、これは必要になってきます。最低でも1日ぐらいはかかるのかなと思っております。その間、その簡易トイレでも使用して何とか乗り切らないといけないという形では考えております。

その数が少ないものですから、今後、もう少し備蓄の方、まず最初にトイレ、あと水とか、そういった備蓄をちょっと検討してまいりたいと思って考えております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） 実は本来は簡易トイレなり携帯トイレなんていうのは、やっぱり準備しなきゃいけないんだろうなと思うんですが、私も先般来、そういうトイレが大変だろうな大変だろうなと思うものですから、ああいうホームマックだとか、あるいはダイシンとか、ああいうところに行くと、大体どんなものがあるのかなとちょこちょこっと見るんですね。

簡易トイレというのは意外と高いんですよ。恐らくみんな簡易トイレ準備しろと言ったら、多分これちょっと高いなって行って準備できないだろうと思うんですね。といって町で準

備するのもこれも大変ですよ、大体1個 3,000円ぐらいするんですよ。とても 3,000円のトイレを避難町民に全部準備するというのはなかなかできないだろうと思うので、やっぱり、だけでも何かやらなきゃいかん。

私は、ちょっと私のアイデアを押しつけちゃ悪いんですが、我々よく現役のときには野営訓練やるわけですよ。今はもうほとんどトイレはちゃんと完備されてますが、どんな演習場に行っても完備されているんですが、その完備される前の演習場のトイレというのは、大体ピッチ式といったですかね、たしかトイレを長い トレンチ式か、トレンチ式って、こう長い側溝を掘るんですよ。側溝を掘って、そこにまたいでという形なんですよ。それが何十人というわけですから、1人でやってるときほかは待っているというわけいきませんので、それを何か、当時はむしろでしたけれども、今はビニールとかなんかがありますよね。そういうので区画をしながら1回に10人ぐらい用を足せるようなトレンチ式とか、あともう一つ、ピッチ式といって、こうタコつぼを掘るんですよ、タコつぼ、そのタコつぼに用を足すと。終わったら、掘ったその土を横に置いておきますから、それを下に落として、とりあえずのあれにするということで、そういうピッチ式とかトレンチ式のトイレ、とりあえず掘らなきゃいけないんだろうと思うんですよ。これはぴちっと何か将来、計画なり何なりに入れてくれれば、多分自主防災組織の中に力のある若者もいっぱいいるでしょうから、こういうものを掘ってくれということになれば、多分掘ってくれると思うんです。ただ問題は、どこでもここでもというわけにいきませんので、やっぱり事前にこの避難所についてはここ、この避難所にはここというふうにはやはりある程度事前にその場所を決めておかなきゃいけないんだろうと思うんですね。それを計画なり何なりに書いておけば、いざというときには、そこにそういう力のある人に掘ってもらおうということですね。そういうことで、そういうピッチ式なり、あるいはトレンチ式のトイレが必要になってくるんじゃないかなと思うんです。ぜひそういうトレンチ式、ピッチ式のあれを考えていただきたいなと思います。これは計画をつくる段階でいいでしょうから、ぜひそういうふうにしないと、とりあえずのトイレは。

それから、もう一つ、実はこれつい最近ですが、携帯ミニトイレと言っているんですよ。これ意外と安いんですよ、びっくりしました。簡易トイレが 3,000円ですけれども、これは 300円なんですよ。そうすると、これをとりあえず買っておけば、本来はそれぞれの方に買っておいってもらって、ぜひリックサックに入れておいってもらって、避難のときにはそれをリックサックに入れて避難所に持ってきてくれというのが一番いいんですが、しかし、忘れてきたとか何とかということになると困りますので、やっぱりある程度備蓄しなきゃいかんのだと思うん

ですよね。300円ですから、それほど高いあれではないなと思うんです。この辺、将来買う、もし、私がちょっと情報提供したんですが、採用していただくようなお考えであるかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） トイレにつきましては、基本的にはポータブル式の簡易トイレ、これを備蓄を図っていこうと。今備蓄しているのは段ボール製でございますが、強度も余りよくありません。そういった形でありますので、プラスチックの折り畳み式、そういったものを整備していこうという形で考えております。まず1点目がそういったことで備蓄しておいて、それは畳めるものですから、どこへでも持ち運びしやすいという形になっています。それに中にビニール袋を入れておいて、凝固剤を入れて処理をするという形が一番衛生的にもいいのかなということで、まずその備蓄を少しずつというよりも最低限、避難所には当たるような形で備蓄してまいりたいと思って考えております。

今情報いただきましたことも、家庭での準備という形で地域の皆様にも啓蒙を図っていきたいという形で考えております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） ぜひトイレは、そういうことで非常に私は、食べ物はあれですね、2日ぐらい食べなくても大丈夫なんだそうです。2日ぐらい、今それこそ毎食毎食缶詰なりいろいろなインスタント食品とか、そういうのが来るのはこしたことはないんですが、食べ物は1日、2日食べなくても大丈夫なんだそうですね。ところが、トイレはこれはもうとても我慢できないんだそうです。したがって、そういう意味からもぜひトイレを頭に置いて、ぜひこれは実現していただきたいなと思います。

あと、女性の場合の生理用品とか、あるいは子供の場合のおむつ、こういったものは本来は基本的にはそれぞれ避難してくる方がお持ちになるのが原則だと思うんですけども、といっても、何せ地震のときはみんなもう頭真っ白くなって、ばたばたと来るわけですから、そういったものの備蓄ですね、今あるのか、あるいは将来考えているのか、その辺をお聞きします。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 現在のところ、そういったものの備蓄はございません。前にもご答弁申し上げたとおり、現在備蓄あるのは簡易トイレだけという形になっております。

どのようなものがどのくらい必要なのか。これは今後、後から出てきます森議員の質問にもありますが、災害が起きた場合の物資の協定等もございます。何かありましたらどれくらいで

入るか、その辺の確認も協定を結ぶ場合の話聞きながら、どれくらいの備蓄が必要か、その辺も検討していきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） あと、ちょっと聞き逃したんですが、簡易トイレですね、現在あるというのは数にしてどのくらい。各避難所に何個ぐらいずつ配分できるのか。ちょっとその辺わかれば。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 現在のところ、30基という形になっております。ですから、1個ずつしても余分はほとんどないという形になってますので、30では到底間に合いません。そういったことで、もっと備蓄はしていかなくてないということも思っております。ただし、大規模災害が起きましても、想定しております宮城県沖地震についても、震源地からある程度の距離がありますので、全部の避難所が開設、最悪の場合は開設するようになりますが、そういったことも想定して対応はしなくてははいけません、そういった全部までならないのではないかなという、甘い考えであるかもわかりませんが、そういった認識も持ってますが、ある程度の数はやっぱり備蓄しておかなくてないという形で考えております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） ぜひその簡易トイレですね、今の数ではとてもとても足りないと思いますので、ぜひかなりの量を確保するようにお願いしたいなと思います。

それから、いろいろやはり阪神淡路もそうだったし、それから新潟もそうだったらしいんですが、セキュリティーというのが案外、避難所におけるセキュリティー、これが問題になっているらしいんですね。今、町としてはどういうふうを考えているか、セキュリティーの問題ですね。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 災害に遭いまして避難なさる方が避難所の方に来る。そうすると必然的に自宅の方はからになってしまう。そのようなことで盗難という形での問題が発生しているということは聞いております。

今の場合、検討しているのが消防団、消防団にそれぞれの地区を巡視していただくという形で検討しております。新潟の災害においても、やはりそういったセキュリティーの問題については消防団が消防車で地区内を巡視して、時間的に巡視するという形でありますので、そういった対応を考えております。あと、時には防犯実働隊、そういった組織もございますので、そ

ちらと連携をとりながら、災害ではない災害に対応してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） 実はセキュリティーはそういうもぬけの殻になった住居といいますか、それもあるんですが、意外と避難所におけるセキュリティーというのも看過できないんですね。特に、いろんなプライバシーの問題もいろいろ出てくるし、皆さん川の字になって避難しているわけでしょうし、また、トイレなんかも、先ほど私言ったトレンチ式とかピッチ式なんてなると、そこで何か起きるかわからないということもあるんですね。したがって、その辺、当然役場の職員の方々とてもじゃないが手が回らないでしょうし、もちろん消防団もなかなか手が回らないと思う。やっぱり自主防災組織といいますか、そういったところにそういうものをマニュアル化なり何なりしておけば、そこに必ずマンニングしてもらおうというようなことできないわけではないと思うんですね。そういったのをひとつぜひ入れておいていただきたいなと思います。結構いろいろあるらしいですね。

次に、今、柴田町もあちこち見てますとペットの数が物すごいですよね。たしか人口の3分の1くらいペットの数あるんじゃないでしょうか。避難所にやはり、今ペットと言っても家族の一員ですから避難所に連れてくると思うんですよ。避難所にペットを連れてきたときにどうするのか。これもやはり見逃せない大きな問題だろうと思うんです。何かお考えあればお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） ペットについては、まだ検討をしておりません。今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） わかりました。

今言ったようなことを大体いつごろまで、とりあえず私はいつ地震が起きるかわからないので、やっぱり避難所までの避難誘導訓練はかなりあちこちの自主防災組織もやっておられますので、その避難所内の運営管理といいますか、こういったものをやっぱり早急に一つの基準をつくって、そしてそれぞれ自主防災組織の長の方々と協議しながら、ひとつ基準案を出すというのはやっぱり早くやらなきゃいかんだろうと思うんですね。その辺、大体いつごろに考えておられるのか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 今見直しております地域防災計画との絡みもございりますが、地域

防災計画については平成19年度でおおよその素案がまとまると。まとまって県の事前協議をするという形になっております。これで平行しながら、県の方に事前協議しますと若干の時間的な余裕が出てきます。その時間を活用して、そういった避難所の管理マニュアル等のものを策定していったって、地域防災計画が完全にでき上がる20年度までには、同じくそういったものもつくり上げていきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） 今、防災関係は危機管理監以下何名で担当されてますか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 3名です。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 実は、私は、かつて昭和44年か5年でしたか、南関東沖地震というのが非常に脚光を浴びた時期があったんです。東京におりまして南関東大震災対処計画というのをつくる主務者になったことがあるんですね。これはもう大変だったんですけども、まず計画をつくって、そしてそれを実際図上訓練で検証して、さらに計画を修正してというようなことを約1年ぐらいかかったんです。

私は、柴田町も今、計画の見直し、それから自主防災組織の育成、訓練、それからいろんなことをやらなきゃいけないんですよ。実はこれは町長にお願いしなきゃいかんだろうと私思うんですけども、町長のちょっと考えをお聞きしたいんですが、やっぱり防災というのは人命にかかわることなんですよ。何よりも一番最優先で最重点施策として取り組まなきゃいけない私は課題だろうと思うんです。それ以外の事業といいますか、施策については、それほど直接人命にかかわるものというのはいないんですね。ところが、この防災というのは、もう直ちに人命にかかわることですから。しかも、これだけいろんな多発する災害、あるいはもう大地震もすぐ目前に迫っているということであれば、やはり20年、21年と、こう言わないで、やっぱりもうつくるものをさっとつくるべきじゃないかな。そのためにはやっぱりある程度時宜をそろえなきゃいけないんじゃないか。私は、この間の財政再建対策ですか、これは非常に見事に成功したなと私実は思っているんですよ。財政再建対策監以下、本当に真剣に取り組まれて、たちどころに財政再建プログラムをつくっていったというようなことからすると、やはりこのいつときですね、常時それほどの増員しなくてもいいけれども、やはりある時期に集中的に防災に関することを所掌するセクションを膨らまして処理していくと。それを処理すれば、もうあと少なくともいいわけなんです。それを考えると、ちょっと今のところいつ来るかわからな

い、人命にかかわる施策に対しては、ちょっとなまぬるいというような私は感じを持つんですが、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今、一番柴田町の安全・安心ということであれば、高齢者の医療、子供たちの医療ということで、そちらの方が日々の生活の中で今、柴田町が一番安全対策として力を入れさせていただいているところがございます。かといって、自然に対する防災体制、こちらの方もバランスよく合わせて対策を行っていかねばならないというふうに思っております。

今回の小丸議員からの一般質問で、我々が考えてもいなかった避難所の指揮権とか管理運営、それから訓練ということでございます。今まで以上に検討しなければならないことが多々出てきましたので、これについては、本来であれば集中的に地域防災計画をプロジェクトチームをつくってやらなければならないのではないかなと、ふと今頭によぎったところがございます。ただ、危機管理監は、今回の水害、台風の関係でそちらの方も兼務をしているような状況にあって、両方抱えて大変な状況でございます。かといって、ほかの方の仕事も実は残業して職員は働いておりますので、プロジェクトチームをつくるぐらいの人的要員が生み出せていない

というのが実情でございます。ことしも実は8人退職を補充をしないということでございます。

ですけれども、今おっしゃったように早めに地域防災計画の中でご指摘をいただいた件を検討しなきゃならないということでございますので、なるだけ急いで計画を立てさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） ぜひそういうことで、私、財政再建対策のプログラムチームといいますか、もう大成功チームだったんじゃないかと私は思うので、ぜひ頭の中に入れていただいて、お願いしたいなと思います。

次に、大綱2番目なんですが、実は新聞の記事を読んで、私は当初、議員というよりも一町民として読ませていただきました。何でおら方の町長はよその町のことまで余計なことを言っているんだなあ。ほだごと言う必要ねえんだというのが私の率直な感じでありました。質問はやっぱり議員として質問しなきゃなりませんので、そういう率直な感情を持ちながら質問をさせていただきたいなと思います。

私、町長という立場というのは私はこれ非常に大事だと思うんですね。先般、大臣の一連の

発言でいろんな問題醸しましたけれども、やっぱり大臣というのはそれだけの地位なり何なりあるわけだから、それがかなりあれしたんだろうと思うんですが、いろんな教訓を与えてくれました。今回も町長という立場の発言では、私、町長というのは公人であることから、やっぱり個人的私見であってはならない。評論家であってもならない。言動の与える影響も考えなければいけない。それから道義、倫理といった節度も考えなければならぬ。そういうふうには思うんですね。これらの視点で柴田町の一町民の感覚から今回質問させていただいたわけがあります。

まず1点目なんですが、新聞投稿に先立って、「広報しばた」8・9月号ですか、あれに同じ内容の記事を載せておられました。これにもやはり大崎やら石巻なんていう固有名詞を使われておりましたので、これは柴田町だけだからいいのかなと、こう実は「広報しばた」配布になるとき思いましたが、今情報社会ですから、「広報しばた」というのはもういろんなところにやはり情報というのは行くんですね。それに追っつけて先般、ああいう新聞が出たものですから、やはり私はあの新聞を読んだ県北の町、市、大崎、石巻も含めて、私はもう非常に何と想ったんだろうかなと。私がもし県北の町民であれば、みずからの財政非常事態宣言を出しておきながら言語道断だと。無礼きわまりないな。無礼も甚だしい。そういうふうには、先方は、私だったら必ず思うはずなんですが、ちょっと町長のあたりほりを見ないああいうことは、いかがなものかというふうには思います。

今回、いろいろ山形県の副知事さんだとか、いろんなことも書いてあるけれども、あれはもう本当の自分のあれで、何もあたりに影響及ぼすようなもの何もないわけです。ああいうのは私は問題あんまりないと思うんですけれども、やはり影響を及ぼすようなああいう言動、しかも軽く発するというのはいかがなものと思いますが、町長のお考えをお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはりよく新聞を見てほしいなど。実は角田の市長さんが、先ほど大坂議員もおっしゃいましたように、同じ河北の欄に15年の10月16日に合併を控えての投書を実はしております。ですから、私も、この投書については町長として過去の事例がなかったのかどうか検証して、角田の市長さんも投稿しているという面も確認しましたので、私の意見を述べても問題ないと。その際にはやはり手順を踏んで、議会で全然議論をしてないのを個人発表するわけにはいきませんので、議会でも十分議論をさせていただいて11回の答弁をさせていただいて、町民には「議会だより」を通じて行っているものだというふうに解釈をしております。

それから、直接コラムの中でも道州制と基礎的自治体のあり方ということで町民にも情報を

発信をしております。また、公式の場、6月1日の市町村長会議、そのときにはほかの県北の市長さんも参加されておりました。そのときにも私はこの内容と大体似たような発言をして、合併の検証をすべきだと知事に申し上げているところでございます。ですから、手順を踏んで、そして意見を発表させていただいたというふうに解釈をしております。

ちなみに、こうした発言は長野県の泰阜村の村長さんも松島貞治さんというんですが、「市町村合併、再度問う」ということで朝日新聞に投書しております。15年の9月18日。それから地方分権と秋田魁新報にも17年の4月5日、こういうことも発表しておりますので、私は何ら問題はないというふうに考えて投書をさせていただきました。

ただ、投書を採用するかどうかは、そちらの方の河北新報の判断でございまして、載せる日もそちらの判断ですので、それについてはご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） これはそれぞれの見解の相違ですから、私みたいに昭和の1けたなんていうのは、とてもとてもそういうことは言えない時代に育ってきておりますので、これはやむを得ないのかなと思います。

二つ目は、合併効果についていろいろ言われておりますが、私は先般、去年の18年の2月2日ですか、これは富谷町で東北自治総合研修センターというところがあるんです。そこで合併した市町村の合併効果ということについてシンポジウムがありました。私はそのシンポジウム参加して聞いてきたんですが、やはり総務省も合併して果たしてどうだったんだというようなことでかなり情報を収集してます。そのときに佐々木信夫中央大学の教授もおみえになって、合併効果ということで随分話をされました。やはり3,200が1,800になったということで結構やはり合併効果は出ている。合併効果は出てるし、出てないのは、合併するときのいろんな約束事が、いろんな問題があるところはやっぱりだめだと。それから、合併したってもう全然努力しないであれしているところもある。そういうところはだめなんだというような中央大学の先生は言うておられました。そのときに成果事例として随分出ました、随分出ました。宮城県にも出てるんだよというようなことで、いろいろ合併効果の事例を出されました。それは先般、知事がみえて研究集会やったときも話をされて、逐次合併の効果も出ていると。住民に対しても効果があるし、あるいは市町村の団体にとってもいろんな効果が出てますということでもあります。これは合併した後、総務省が「市町村合併による効果について」ということで報告書を求めて、それぞれの合併したところは住民なり職員なりに書面、訪問調査をして、いろいろ把握したのを私たちに話をされました。それはこの間もそういうことで話が出たわけです。

必ずしも合併してもだめなんていうことじゃなくて、やはりその合併する時期のいろんな問題を、やはりもうだれが考えたって、それはもう合併しておかしくなるのは当たり前だというような合併しているところはやっぱりおかしくなってるし、成果を出しているところは多々あるんだということでもあります。

そこで、この記事にも合併したからあれだというようなことを大分書いてありますが、合併してすぐよくなるというのも、もちろん出ますよ。議員の数が減ったりなんかしますから、そういうのも若干財政には影響する、あれが出るんですが、やはり合併して本当に成果出てくるのは10年、15年と、こういうようなやっぱりロングレンジで出てくんじゃないかと。それまでにずっと努力していく自治体が最後はいいまちづくりができてくるんだと、こういうことでもあります。

私はこの間の記事の投稿を見て、やっぱり合併した市町村は、合併破綻した町からこんなこと言われたくないなと私は思うんですね。余計なお世話だと私は思います。町長、それをどう思うかですね。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 実は町村会というのがございまして、私の投書について町村会の中で話題になりました。多くの町長さんの中で合併についていろいろ考えがございまして、すぐにコピーして議員に見せたと。よく言ってくれたという町長さんもいらっしゃいますので、やはり考え方は半々なのかなというふうに思っております。ですから、先ほどほかの町から云々ということがありましたが、私はちゃんと伊藤市長にもきちっとこういう考え方だということで、市町村の懇談会の席があるんですが、そのときでも述べさせていただいておりますので、言葉は悪いんですが、抜き打ち的にそういうことをやっているのではなくて、いろいろ市長さんと、それから加美の町長さん等と話しながら、星町長さんですね、話しながら総合的な知見をもって考え方を示させていただいたというところでもあります。

一番はやっぱり合併する根拠は財政再建という話でございました。その財政再建が実質公債費比率で合併しなくて頑張った柴田町と合併して4年たっている加美町で同じだという現実がございまして。県北の町長さん方の合併した町長さん方の集まりの中でも地方交付税が減らされて大変だと。これは新聞記事ですね、一連の新聞記事皆とってあるんですが、この中でも言っております。もし財政が好転しているのであれば、そのときにそういうことが発言されないんだろうというふうに思います。やっぱり一番は国が地方交付税を一律減らしたというところに問題があったと。もしこれがなければ、合併効果を有効に私は使えたんじゃないかなと。逆に

言わせると、柴田町もそれをやらなければもう安定した財政経営ができていたというふうに思っております。ですから、この三位一体改革が大きな影響を合併した市町村にも、しなかった市町村にも影響を与えているということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

先ほど申しましたように、合併、佐々木さんですね、私も本を3冊読まさせていただきます。それから宮城県の審議会の委員でもございます。宮城県の審議会は「みやぎ新しいまち未来づくり審議会」の委員長さんですね、この審議会でも市町村の事務局から合併効果が余りなかったという発言がなされて、委員さんからひんしゆくを買った議事録が実はございます。ですから、一方的に合併でよくなったということはありません。先ほど言ったように努力をしなければいけない。努力をするためには住民がやっぱり合併に対する理解と新しいまちをつくらうという意欲が初めであると。そのためには住民に財政シミュレーション、将来のまちづくり、そういうのを全部出した上で住民を巻き込んだ中でないと成功しないと。これは佐々木さんも同じ考えを言っているのではないかなというふうに思っております。

ですから、私としては1回失敗しているものですから、その失敗した原因、それから合併した先進地の分析、そういったもので考え方を改めて構築していく必要があるのではないかとということで発言をさせていただきます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） 町長はいろいろ2市7町ということでやっておりますが、今、山形県なんか非常に斎藤知事さんなんかかなり合併に関しては関心持っておられまして、しょっちゅう記事出ているわけです。あるいは気仙沼にしたって、これから合併しようということで合併協議会も立ち上げている。そういう時期にやはりああいう記事を出すということは、いろんな意味でよかれあしかれいろんな影響を与える。その辺なんていうのは町長どう考えているのかちょっとお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やっぱり将来の自分たちが住む町がどうなるかということでございますので、大いにいろんな方々が議論をします。その議論をする中で共通情報を得て、自分たちの将来のまちづくりに貢献していこうと、そういう気持ちを出すのが私は合併への成功の一つの道筋ではないかなというふうに思っております。やはり自分の町のことをあらゆる角度からメリット面、デメリットの面すべて出し合って、そういう議論が沸き起こることで私は新しいまちづくりへのパワー、エネルギーが生まれてくるというふうに思っているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） 2市7町というふうには言っているけれども、じゃ町長は2市7町ならいいのか。であるならば、もう2市7町を、道州制なんて言わず、やはりそういう成果が上がるんならもっと活動、アクションを起こしてもいいんじゃないかなと、私は思うんだけど、その辺はどういうふうを考えているか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これにつきましても、この議会で11人の方々にお話を申し上げておりました。まず、追い込まれての合併はうまくいかないと。我妻弘国さんも今回質問されましたように、やはり一つ一つの自治体がある程度財政的に自立する。財政格差をなくしてお互いにいいところを持ち味を出せるような財政構造にして、そして力を合わせていくということがこのスケールメリットを生かすものではないかなというふうに思っております。

そうした中で柴田町は残念ながら厳しい財政運営を強いられて、おかげさまで財政再建プランをまとめていただいて、町民も、すべてとは言いませんが、一緒にやっっていこうと、そういう雰囲気が出てきておまして今進めさせていただいております。そうしたところで地方交付税も行って来いとの関係で2億3,000万円も今回、一時的であります、いい要素も伺っております。そうした中でまず自分の町の財政再建ができないで2市7町、1市3町の財政再建ができるわけがないというのが私の考え方でございます。

ただ、2市7町につきましては、クリーンセンター、これにつきましては2市7町でやっっていこうと。それから障害者自立支援法の暫定緩和措置、これについても一緒にやっっていこうと。それから入札制度ですね。今私提案しておりますのは2市7町で一般競争入札、制限付一般競争入札を2市7町はフリーでやれないかというのを提案させていただいております。また、今回、大坂議員の中で問題になりました学校医の報酬関係、これも統一してやれないかということで、2市7町の機能論、それを生かした中で徐々に信頼関係を深める方法しかないのかなというふうに思っております。ただし、道州制は恐らく一方的に20万、30万という枠組みがはめ込まれますので、これまでの流れとは若干道州制の場合は違うのかなという考えを持っているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） いずれ、私は国も大変だから当然道州制にして、そういう大きな広域の合併を進めていくことは間違いありませんが、私いつも思うけれども、それまでにもうそれぞれの町は自滅してしまうというふうに私は思っています。というのは、もう時代的に、時代の

背景から言ったら、どんどん少子高齢化、しかも人口減少社会、国も金がないから町に金よこさない。税収も上がらない。もうだれが考えてももう自滅するしかない。沈没していくというのは、私は将来それぞれの基礎自治体のたどるべき宿命というか、運命にあるんじゃないかなと思うんです。

そこで、きのうもちょっと我妻議員が言いましたけれども、私はそれぞれ自治体みんな問題点持っていると思いますよ、財政的にも何も。やはりユーロが合併したときと同じような形で、それぞれをいわゆる正しい形にしないまでも、それを認識した上でのやはり合併、それで合併をしていくんだという形にしないと、みんな借金した人たちがその借金をそのまま背負って合併するなんてことは私はもう当然だめだと思うので、その辺をやはりそれぞれの自治体が自分なりの見通しをちゃんと持って、そして期限内にそれを持ち寄って合併していくという形に私はなろうと思うんです。だから、角田市長さんなんかなかなかいいこと言ったなと私はこの間の研究集会で言ったんだけど、一心同体になる必要はないんだと。20年後、30年後、一心同体になればいいんだということなんです。なるほどなと。いいことをおっしゃったなと。それでいいんだ。何も合併したから、その翌日から一心同体なんてなりっこないんで、今でも船岡と槻木なんていまだに何かぎくしゃくぎくしゃくしているような状態で、何年たつんですか、もう。50年たつんですか。そういうことで、私は自滅する前にやはり何か模索をしていくべきじゃないかなと、このように思うわけです。

そこで実現の会というものが立ち上がって、今一生懸命それなりに、じゃユーロ的な合併をどういうふうにしようとか、いろんなことを考えているんですが、いずれまたシンポジウムなり何なり、そして専門の先生とかなんかをお呼びして、いろんな研究会をやっつけていかなきゃいけないだろうと思うんですが、私はそういう自滅する前に将来の見通しを立てなきゃいけないだろう。いずれは自滅すると私は思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） この話よく見ていただくとわかるんですね。合併しても加美町と私とは同じ借金を返していかなければなりません。うちの方は26年度になりますと17億円の借金は一気に9億円に減ります。自滅することは柴田町はありません。ほかでも加美町も同じです。大崎市も実質公債費比率3位でございます。合併したから生き残る。合併しないから生き残ると、そういうことはあり得ないということを私は町民に訴えていかなきゃいけないというふうに思っております。

問題は財政構造ですね、やっぱり「入るをはかって出るを制する」という財政構造に合併し

た市町村もしない市町村もそこまでやらなければこれは自滅します。柴田町は早く入るをはかって出るを制する。もう入ってくる金は決まっていますよと。出る金はこの範囲内ですよというのを住民に理解をいただいて、その中で財政運営をしていけば破滅するということはございません。住民の意識を、合併してもしなくてももう国に頼ると。国の補助金とか交付税を当てにしていると。当てにしている方が私は先につぶれるというふうに思っております。ですから、よくデータを見ていただきたい。実質公債費比率どこがふえて、どこが減っているのか。地方交付税はどこがふえて、どこが減っているのか。柴田町はこの3年間、地方交付税はふえております。繰り返しになりますが、合併した九つのうち四つは減っております。それね。今回の地方交付税のふえたのはわずか二つ、それも柴田町より1個は少ないですね。七つは地方交付税減らされております。このままいったら何もしなければ、お互いにしてもしなくてもつぶれるので、柴田町はそこを切りかえて、みんなで自立の道を歩み始めたということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） まだまだお聞きしたいことあるんですが、私は加美町というのはやはり合併したって4万ぐらいですか、柴田町ぐらいになったんですかね。あの辺の人口規模に問題があるし、それから建設計画そのものも、いろいろ調べてみると大変なことです。皆さんの各町のあれを全部聞き入れて全部達成しようと思ったら大きな間違いなんですね。あんな合併したら当然もう合併した途端に危機になるのは当たり前。

私は、高校の同級生で県北に町長経験者が二人おるんですが、聞いてみると、合併してよかったよと。合併しなきゃとてもじゃないがだめだよと。ただ、いろんな問題起こしているの、やっぱり合併するやり方が悪い。こういうことなんですね。なるほどなど。私もやはり町長経験者にそういうアドバイスをもらいながら、これからやはり考えていかなきゃいけないなど。私は3町合併のときも、あんな合併だったらまたこれ借金を残しちゃって大変なことになるなと思っておったことだったんですが、結果的には破綻したんですけれども。そういうことで合併したって、やり方によって、そういうようなことでやってれば、やはり決してよくなるない。やはりやり方をよく考えて合併しなきゃいけないということ。

最後にちょっと申し上げたいんですが、私、町長という権力がマスコミを利用し、世論が為政者の望む方向へ誘導されていくとすれば、それは民主主義の危機と言っても過言ではないと思うけれども、これについて町長どう思うか。最後にお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これは世論の誘導かどうかは、この読んだ方々が判断すべきことではないかなというふうに思っております。考え方で小丸議員のように心配をされる方もいらっしゃる、ほかの現職の首長さんですね、賛成するということもありましたし、ちょっと余談になりますが、福島県の町村会の職員が、たまたま 349の陳情の際に事務局をしているものですから、柴田町の町長さん、福島県では賛成する首長さんが多いですよということも言われました。これ東北に全部配信されておりますよね。ですから誘導というのは、その人が読む考え方であって、あくまでも偏りがあれば河北新報は恐らく載せないと思います。これは公平に主張しているということで載せていただいたということもご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

○12番（小丸 淳君） 時間がありませんが、私は新聞、マスコミというのは、やはりかなり偏重があるものだなと思っております。右もあれば左の方もありますよ。したがって、町長は、その点だけ町長も素直なんだね。私も、私全般的に見ててマスコミぐらいいろいろ偏重のある、だからいろんな問題を起こしているんですよ。

そういうことで時間ありませんが、これをもちまして質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（伊藤一男君） これにて、12番小丸 淳君の一般質問を終結いたします。

次に、4番森 淑子さんの登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔4番 森 淑子君 登壇〕

○4番（森 淑子君） 4番森 淑子です。大きな項目2点質問いたします。

1. 槻木地区等の水害対策は。

7月の台風4号は町内に大きな被害をもたらしました。まず、初めに不眠不休で警戒・復旧作業に当たられた皆さんにお礼を申し上げます。

さて、今後の雨水対策ですが、大雨による水害はいつも同じ地区に見られます。宅地化も進んでおり抜本的な対策が求められます。

- 1) 海老穴、北船岡で自主避難がありましたが、そのときの状況はどうだったでしょうか。
- 2) 稻荷山用水の水位が上がったため分水したところ、土側溝の流れが悪くて近所の田に被害を及ぼしています。今までも同様のことが起きていると聞いていますが、対策は考えているでしょうか。
- 3) 白幡地区の冠水で山崎パンが出荷に支障を来しました。槻木地区の水害は四日市場排水機

場が稼働すれば解決するのでしょうか。

4) 西住地区の水害対策の見通しは、解決に向けて進んでいるのでしょうか。

大綱 2. 災害時の避難所の受け入れ態勢は整っているか。

1) 業者と災害協定は結んだか。

町内の食品製造会社の方から「柴田町も我が社と協定を結んではどうか」と言われました。業者の方から言われるとは逆ではないでしょうか。昨年の私の一般質問に対して、「小売業者との災害協定を検討する」と答弁されましたが、どこまで進んでいるのでしょうか。数カ月後に町長に確認したところ、「担当課が決めること」と言われました。そこで、担当課に聞いてみたら、今度は「町長に言われなければできない」と言われました。「柴田町地域防災計画」によると、「食料、飲料水、生活物資の調達は町長が行う」とあります。1年たちましたが、検討はされたのでしょうか。

人間には危険を認めようとしない「正常化の偏見」という心理傾向があるそうです。柴田町は幸いなことに、今まで大きな災害に見舞われたことが余りありません。台風が直撃することも少なく、宮城県北部地震のときにもほとんど被害がなかったため、周到に防災対策をしていると感じられません。昭和53年の宮城県沖地震では16億円もの被害があったにもかかわらず、柴田は世界で一番安全なところとの感覚があるのではないのでしょうか。大きな災害は、まさかここがという場所で起きています。阪神淡路大震災がそうでしたし、新潟県中越沖地震も16年に大地震が起きたばかりだから当分来ないと油断していたところに起きています。迅速な対応を求めます。

2) 要援護者（高齢者、障がい者等）の名簿づくり、支援計画は作成されたか。

個人情報保護法の施行後、個人情報提供しない方が安心との風潮になっています。民生委員のところにも情報が届いていない例もあると聞きますが、本人以外のものに情報を提供することが、明らかに本人の利益になるときは認められているのです。福祉目的で入手した個人情報を本人の同意を得ずに避難支援のために利用することや、避難支援に直接携わる民生委員や自主防災組織に提供することは認められるはずですが、防災担当者と福祉担当者との情報共有が必要ではないのでしょうか。

3) 福祉避難所の設置を。

前回の一般質問で、同僚議員が災害時のケアホームの利用について提案されましたが、1カ所だけでなく複数の事業所との協定が必要だと考えています。災害の規模によって何人の被災者が発生するかわからないわけですから協定を結んでおくのは多い方がよいと思います。避難

者を一気に受け入れて床に雑魚寝状態で寝かせておいたところでは、健康状態が悪化して入院する例もあると聞いています。健常者でもエコノミークラス症候群で亡くなる方がいるくらいです。要援護者の場合はなおのこと身体状況に合った対応が必要です。常盤福祉会のほか養護学校や福祉センター等も候補に入れてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

福祉避難所の適用を受けると、生活相談員の配置やポータブルトイレ、日常生活に必要な紙おむつなど、災害救助法による国庫負担を受けることができるということです。「転ばぬ先の杖」の言葉どおり、災害が起きる前にできることはやっておく姿勢が必要です。

4) 「柴田町地域防災計画」では、「緊急時に応急給水用の水を確保できるよう水源を複数確保しておく」とあります。現在、上水道水源は七ヶ宿ダムのみとなっていますが、どこを利用することになっているのでしょうか。

阪神淡路大震災では、水道が完全復旧するのに2カ月以上かかりました。7月の中越沖地震も同様です。柏崎市でも水道管が至るところで寸断され、避難所のみでなく倒壊を免れた方々も長期にわたって不自由な生活を余儀なくされました。水がなければ煮たきはもちろん、洗顔も歯磨きもできませんし、トイレで水を流すこともできません。水道が普及してから忘れ去られた井戸ですが、まだ残っている井戸のマップをつくってはいかがでしょうか。白石川や阿武隈川に水をくみにいくという人もいるでしょうが、そのまま飲むわけにはいきません。横浜市では、災害の際に井戸水を提供してくれる家庭を「災害用井戸協力の家」として登録し、玄関に表示板をつけて井戸マップに載せています。国分寺市、練馬区、世田谷区など井戸の利用に積極的な自治体は多数あります。杉並区では小中学校に手押しポンプの井戸を掘りました。また、水源として雨水の利用も有効であると考えますが、柴田の地域性を生かした対策が必要です。

5) 避難所のトイレと断水時の住民のトイレ対策をどうするか。

災害時に最も重要なのにマスコミに余り報道されないのがトイレの問題です。水や電気と同様にライフラインとして防災計画の中に位置づけ、対策を立てるべきです。70人から100人に1基は必要と言われています。仮設トイレの備蓄をどうするかは今後の検討課題ですが、そのほかの方策も視野に入れて防災計画を立てる必要があります。阪神淡路大震災のときは行政にもその重要性が認識されておらず、悲惨な光景が展開されました。そのときの経験をもとに、現在までさまざまに工夫を凝らしたトイレが考案されてきました。多数の人が利用するのに適したトイレはくみ取り式だということで、普段は水洗で災害時にはくみ取り式に変更できる公共トイレ、下水のマンホールの上にテントをかぶせてそのまま流せるトイレなどもあります。

ただし、便利なものがいろいろ開発されていても、備えていなければどうにもなりません。

柴田町は大丈夫との幻想は捨てて、安全・安心のまちづくりを進めるべきです。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森 淑子議員の大綱2点にお答えします。

まず、槻木地区の水害対策についてでございます。4点ございました。

まず、第1点目でございます。7月に発生した台風4号の影響により、本町においても降り始めからの降水量は161.5ミリとなり、農産物、農業施設、林道、河川、道路等に大きな被害がありました。また、河川の越水や低地での内水被害により、11棟が床下浸水、2棟が床上浸水の被害が発生し、海老穴地区2世帯6人、北船岡地区1世帯1人の住民が自主避難をしました。

海老穴地区の自主避難に至った経緯につきましては、15日の9時過ぎころから、海老穴から成田間の五間堀川から県道亙理村田線に越水し、その水が低地である海老穴内田沖方面に流れ、床上浸水の被害を受け、午後3時30分過ぎに隣家の世帯と一緒に海老穴集会所に自主避難しました。

北船岡の1世帯の自主避難については、北船岡地区の道路や宅地内の冠水などには至っておりませんでした。避難された方が、水害等の不安により、午後8時前に自主的に避難したいと要請があり、船迫生涯学習センターに自主避難いたしました。その後、北船岡地区は被害のおそれなかったことから午後11時過ぎに自宅へ戻りました。

自主避難者への町の対応としては、自主避難場所に職員を派遣し、避難に必要な毛布などの提供を行いました。

第2点目、稲荷山用水の水位が上がり分水したところ、付近の田に被害を及ぼしているが、対策は考えているのかということでございます。

台風4号の大雨は、槻木市街地の白幡、上町、下町地区の道路や低地部を面的に冠水する被害をもたらしました。これらの冠水地区の被害を軽減すべく、稲荷山用水路の四日市場にある雷土分水樋門をあげ、旧玉浦幹線用水路を経て低地排水路に流下させ、四日市場の排水機場により阿武隈川へ排水いたしました。雷土分水水門に田の低いところがあり、溢水した場合、ごみなどを田に残すなどの問題がございました。

今後、槻木市街地の大雨による冠水被害と雷土分水樋門付近の農地の被害を軽減すべく、土地改良区と協議し、旧玉浦幹線用水路の整備を急ぐ必要があると考えております。

この用水路の整備につきましては、四日市場排水機場の当初の整備計画には入っておりませんが、町といたしまして旧玉浦幹線用水路を整備することにより、水害の被害を軽減できるものと思料されることから、8月20日に事業担当課である地域産業振興課長と担当者が宮城県大河原地方振興事務所農業農村整備部を訪れ、旧玉浦幹線用水路については、流末を県営湛水防除事業の新しい四日市場排水機場に接続し、周辺農地に被害を及ぼさないよう旧玉浦幹線用水路の整備を県に要望しているところでございます。私も直接県庁の農林水産部長に要望をいたしております。

ただ、事業の採択・完成が平成22年度となることから、この間の緊急対応策といたしまして江刈り、江払いなどの機能回復について土地改良区、関係機関と連携を密にしながら、早急に台風が来る前に改善に努めていくよう努力してまいりたいというふうに思っております。

3点目、白幡地区の冠水で山崎パンが出荷支障を来したという点でございます。

白幡地区の冠水で山崎製パン仙台工場では約60センチメートルの冠水となり、パン製品等の出荷に支障を来したという状況でありました。

このことにつきましては8月8日午後、山崎製パン仙台工場の工場長さんが来庁し、パン製品等の出荷に影響が極力でないよう排水対策について要望を受けたところでございます。

このようなことから、先ほど申し上げましたが、四日市場排水機場の整備につきましては、平成7年度に事業の採択を受け、平成22年度完成を目指して現在、整備促進に努めているところでございます。

なお、本事業は、農地における湛水被害を防止し、農業基盤の確立と農業経営の安定を図り、地域住民の生活環境の向上を目指すものでありますが、市街地の水害も軽減するため、早期完成を目指し、国、県など関係機関と協議を重ねてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次は、西住地区の水害でございます。

鷺沼排水路は、大河原町鷺沼入付近を起点として柴田町西住地区を經由して流れる水路でございます。この流域の低地部は大雨時には浸水被害が発生し、排水対策が課題となっております。今回の台風4号の大雨でも大住地区の道路や低地部が冠水し、水害対策としてポンプ4台を設置して強制排水をしたところでございます。

抜本的対策まで時間を要するので、今後も速やかにポンプ等による強制排水で対応するよう努めていきたいと考えております。特に、西住地区の水害対策は、浸水被害の軽減を図るため、平成16年度に柴田町と大河原町両町で鷺沼排水区雨水基本調査に着手し、平成17年度から

将来の公共下水道事業による実施が適当と判断し、鷲沼排水区公共下水道事業雨水計画として取り組み、平成18年度においてその雨水計画概要がまとまったところでございます。

今後は、宮城県下水道課の指導を受けながら関係機関との協議を整え、公共下水道事業雨水計画を作成したいと考えております。その後、補助対象事業として採択を受け、調査、測量、設計などを行い、工事の実施に向けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

大綱2点目でございます。5点ほどございました。災害協定でございます。

現在、大規模災害が発生した場合の業者との応援協定については、仙南広域圏で「(株)セブンイレブンジャパン」と、公的機関では「福島・宮城・山形広域圏協定」、「宮城市町相互応援協定」、「姉妹都市北上市との協定」、「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市協定」の四つと、合計五つの協定をしております。

生活物資の確保については、事前に町と業者が災害協定を結び、その協定内容に基づき必要な物資を確保する協定型と、災害協定は結ばずに災害時に生活物資を納入する業者に登録していただき、登録業者から必要な物資を確保する登録方式の二通りの方法がございます。現在お話をいただいている「みやぎ生協」など数社と早急に協定を結び、安心した生活物資の確保を図るとともに、その後の申し出につきましては、大規模災害に向けて、宮城県と同じく登録方式での物資確保に努めてまいります。

2点目、先ほども出ましたけれども、要援護者の名簿づくりでございます。

一たび地震等の災害が発生した場合には、高齢者や障害者などのいわゆる災害時要援護者は、その身体的特性等により一般的に健常者よりも対応能力が低く、必要な情報が得られずに避難対応がおくれたり、自力避難が困難となることなどが想定され、結果として大きな被害を受ける可能性が非常に高いと考えられます。

具体的な要援護者としては、次の方々が想定されております。ひとり暮らしなどの高齢者世帯、寝たきり高齢者、認知症高齢者、身体・知的・精神の障害者、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者などであります。

災害発生時における要援護者の避難誘導、安否の確認及び避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の把握・共有が必要でございます。

このことから、平常時から要援護者の居住地や生活状況を把握し、災害発生時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要と考えております。

要援護者として想定される者の情報については、通常関係担当部局で保管しております。例

えば、要介護者の情報に関しては要介護認定情報に、障害者の情報に関しては障害程度区分情報に、ひとり暮らし高齢者などの高齢者情報に関しては住民基本台帳部局や高齢福祉部局の情報等でございます。

災害時に要介護者の避難支援等を行うためには、日ごろからこれらの要介護者情報を防災関係部局、自主防災組織や民生・児童委員等の関係機関と共有しておくことが必要ですが、その際、個人情報保護への配慮から、町個人情報保護条例の規定を踏まえた対応が必要でございます。現在、本町では、本人の同意を得た上で個人情報を関係機関と共有することを個人情報保護法制上の問題が生じないことから準備を進めているところでございます。要介護者本人の同意を求めることにつきましては10月から作業を開始し、今年度中にまとめる予定です。

また、対象として考えているのは、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、身体障害者の1・2級、療育手帳Aの知的障害者、介護保険の要介護度3以上などの方、中には同意を得られない場合も想定されますが、その際、町個人情報保護条例の規定に、「個人の生命、身体または財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるときに目的外利用で第三者提供が可能」とされることから、災害時における関係機関への提供により対応したいと考えております。

支援計画につきましては、宮城県の災害時要介護者ガイドラインが平成18年10月に策定されましたが、本町においても、「災害時要介護者支援マニュアル」の本年度中の策定を防災関係部局と調整を行いながら進めてまいります。

3点目、避難所生活は健常者でさえ身体的・精神的な心労を伴い、健康を損なう方が出てくることが予想されます。まして災害弱者にとっては、トイレや段差などの行動や設備面でもふぐあいも多く、避難所生活をする上でさまざまな問題が生じてくることが懸念されます。

このようなことから、災害弱者の福祉避難所も必要不可欠ととらえており、避難所の見直しも含めて設置の方向で検討してまいりたいと考えております。

4点目の井戸マップの作成でございます。

大規模な地震災害が発生すれば、当然のごとく電気、水道、ガスなどのライフラインも大きな被害を受けることになると思われます。森議員のご質問のとおり、ライフラインの復旧に一番時間を要するのは水道であり、緊急時の水の確保は重要な対策と認識しております。

応急給水については、現時点では上下水道組合や自衛隊の応援を得て給水車にての確保を考えているところでございます。

ご提案の町内で井戸を持っている現在利用されているものについては、貴重な地域の財産で

もありますので、地域の自主防災組織と連携しながら、井戸水の活用を検討していきたいと考えております。

5点目、避難所のトイレでございます。先ども出た課題でございます。

地域災害のため避難所生活を余儀なくされた方のトイレの対応については、仮設トイレの備蓄は難しいものと思っており、レンタル業者からの提供を最優先に考えているところでございます。

しかしながら、避難者が多くなれば仮設トイレだけでは対応ができかねますので、簡易トイレなどでの対応しかないものと思っております。

簡易トイレについては若干の備蓄はありますが、十分な数量には至っておりませんので、計画的な備蓄の検討をしてまいりたいと思っております。

また、断水時の家庭におけるトイレ対策については、ふろ水を使用するなどして一時的な対応をしていただき、その後は給水車での対応に頼らざるを得ないと思っております。

簡易トイレなどは日々新しいものが開発されておりますので、そのような情報を自主防災組織にも伝えるとともに、各家庭においても災害時のトイレの必要性について啓蒙に努めてまいります。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 本日は森 淑子さんの一般質問が終了するまで会議を続けますので、ご了承ください。森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） この槻木地区の水害は、四日市場の排水機場が完成すれば、ほぼ大丈夫と考えてよろしいでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） お答え申し上げます。

四日市場排水機場は、あくまでも湛水防除事業という農業施設という位置づけであります。そのために、現在の流量 6.5トンから比べますと19.5トンという毎秒の排水量になります。約3倍になりますので、その効果はてきめんと考えます。ただし、あくまでも再三申し上げるように田んぼを遊水池と見なして、それで湛水防除事業の施設基準の中に、24時間以内に排水すればいいと、田面からですね、20センチ、30センチ。そういうぐあいに大きな田んぼを水がめと見なして排水すると。ですから、森議員さんおっしゃるような都市施設ではないということをご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） そうしますと、一応湛水防除事業ということなので、町の中の排水を目

的としたものではないということですよね。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 現在、都市施設として雨水排水を行うというような状況ではないと思います。ですから、船岡においても三名生、五間堀、あれすべてが湛水防除事業なんです。それを柴田町のやはりその身の丈に合った施設ということで都市施設も兼ねて、そして運営しているというのが実態でございます。ですから、こここのところの雷土分水をあけて、それで四日市場排水機場でかけば、今の3倍の効果が出る。それで、その山崎製パンの方も、その分水することによって効果がてきめんだというのは実際我々も見ているわけでございます。ですから、改めていつかは都市施設として雨水排水計画もあるでしょうが、そこにいくまでの暫定措置として約3倍の能力で対応したい。そのためには関係土地改良区、名取土地改良区、県、いろいろなところに働きかけて完成を早急に行いたいと、そういう考えでおります。以上です。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 西住地区なんですけれども、先日、4号台風のとき、小学校に入る道が全部冠水して入れなくなったと聞いています。小学校は避難所になっているわけですね。たまたま子供は学校にいなかったということなんですけれども、避難所に入れられない状態、雨が降って避難所に入れられない状態になる。または避難所である小学校に子供たちがいるときに帰れない状態になる。こういうことが避難所と決められている場所にあるのはおかしいと思うんですが、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） お答えします。

避難所については、西住地区は西住小学校が避難所ということで指定しております。ただ、今避難所としているのは風水害、地震災害、両方兼ね備えての避難所という形で指定になっております。

おっしゃるとおり風水害、大雨等によりますと西住地区、西住小学校に通じる道路全部冠水という形になります。そうした場合は暫定的に、避難所はなっておりませんが、こちらの運用上で風水害については西住児童館を避難所とするということで、前回の台風4号によりまして、自主避難のために西住児童館をあけて、避難者があった場合は対応という形で行っております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 先日の9号台風の時きもどうなるかと思ひまして、あの雨が降った翌日行つてみたんですけれども、やっぱりあちこち、3カ所は西住は水がたまるところがあるんですね。住んでいる方はいつもとても不安に思つて、雨が降り出す前に車を高いところに移動するというを1年に何回となく続けているわけですね。越してきたときよりも皆さんだんだんひどくなつていとおっしゃつています。それなのに今でも土盛りをして、空き地になつたところは土盛りをして家を建ててまして、予約済み、売約済みという札が立っているところも幾つかありました。これってどうなんですかね。法律に触れることはないんでしょうか。どうなんでしょう。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 議員もおわかりだと思ひますが、西住の方の大住地区のことだと思ひますが、当地においては区画整理でできた団地の形になっております。当初段階では農地でございますので、農地の状態で換地はされるんですが、宅地に転用した後に当然確認行為等は行われます。それにつきましては個人の申請と。個人財産の活用ということでございますので、なかなか建物の規制をするというのは甚だ難しいということでございます。

現実的に周辺の状況を見ますと、大住地区だけではなくて、鷺沼周辺におきましては流域かなり開発が進んできております。それにも増して現在も、大住のエリアなんですが、沈下はまだとまってない状況ではないかなというふうに見ております。ですから、住んでいる方々については、確かに毎年被害の状況が変化しているというのは、水の上がり方も違つてくるというふうな感じが実感としてあるのかなというふうにはこちらでは理解しております。

一番いい方法としましては、やはり水路、今大型水路あるんですが、そのもの自体も不当沈下を起こして、あれだけの断面が有効に働いてないということもございまして。現実的には、先ほど質問にありましたように、避難所として本来であれば西住小学校を使いたいということでは考えてはいるんですが、分断されるということもございまして、町長の方からは何とか人が通れるぐらいに道路のかさ上げの方も考えたらいいだろうという話は受けているんですが、一時的な対処は可能なんですが、一番その後心配されるのが引き込み沈下、おもりを乗っければ弱いところの家屋等、工作物も含めてなんですが、引っ張り込みの力が働いて沈下を促進させるということもちょっと心配だということもございまして。

最良の方法としては、路床、路盤の下なんですが、その部分を今現在、使っている、あそこは造成でやったものですから碎石とか山砂とか入つておると思ひます。その部分を発泡スチロール的なもの、軽量の路床に置きかえてかさ上げすると。さくら船岡大橋つくつているときに

皆さんごらんになったと思うんですが、あのような方法で路床の置きかえをした上で加重を軽減させるという方法しかないのかなと。そのほかに考えられるのは地盤改良なんですけど、地盤改良までやるとかなりなお金もかかるということもございます。メーター当たりの単価も、置きかえの場合でもちょっと想定しにくいような金額ですね。例えば海老穴地区の沈下している道路、皆さん白山トンネルを通ったことはあるかと思うんですが、前のあの部分のかさ上げをした場合、置きかえで工事施工をやった場合、3,000万円ぐらいの予算が必要だというふうな概算も出しております。ですから、西住地区そのものを大住地区の例の学校周辺並びに大型水路のわき等をかさ上げするというと、やはり億単位のお金が必要なのかなということもちょっと懸念される材料ということになろうかと思えます。一番いいのは、やはり雨水は雨水として下の方を改良しながら排水をしていくのが一番よろしいかなというふうに思いますが、なかなか雨水で事業を実施するというのは、先ほど町長の答弁にもあったように、かなりの年数も要するということですので、当面は機械排水ですね、移動ポンプで対応せざるを得ないというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 先日も行ってみてお話を聞いていると、本当にもうこんなところに家を建てるんじゃないかという言葉まで出てきて、本当に大変なところに住んでしまったものだなと。自分のことでないので、そう言って済ませられるんですけども、実際に住んで、雨が降るたびに心配な思いをしている方は、本当にお気の毒だと思います。

雨水計画ができれば多分何とか今のような状況はなくなると思うんですけども、町内に大住や海老穴のような状況のところは、ほかにもあるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 議員方もおわかりだと思うんですが、もみのき園の東側で一部家屋等の不当沈下等があって、やはり鍊岡の山の雨水がやはり大雨によって、側溝はあるんですが、側溝自体はついているんですが、やはり不当沈下があるということで、排水先の稲荷山用水が上昇してくると逆勾配になってくるということもありまして、その箇所についてはやはり同じような状況ということで現地の方も確認させていただいています。

また、松ヶ越なんですけど、旧県道沿いの2方向から進入できる進入路、幹線道路でございます。その場所については、昨年度、槻木駅の方から向かって一番最初の進入路なんですけど、そこは若干のかさ上げをしたということで冠水状態はある程度軽減されたのかなというふうには思ってますが、その先です。自動車会社のすぐわきあたりになるんですけど、もう一方の入間田

の方に入っていく路線側にある進入路については、4号台風のときにやはり70センチぐらいですかね、から1メートルぐらい、最大、かぶってしまったということがございます。それらについてもやはり抜本的に道路の高さを直すということであれば、先ほど申し上げたような置きかえでやるしかないだろうというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） もみのき園のところは9月か10月に常設のポンプをつけるというお話をたしか聞いたように思いますけれども。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 19年度の当初予算で措置させていただいたわけでございます。

その後早めにとということで考えておったわけなんです、やはり梅雨とか台風シーズンを迎えるに当たって、切り回しがなかなか難しいということもございまして、今後、10月の末ぐらいから年度内には完成をして、来年度の台風シーズンには間に合うようには準備してまいりたいというふうに考えております。

なお、大住と同じように、今後も緊急といいますか、冠水した場合につきましては移動ポンプを設置した上で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 9号台風が日本海の方にそれてくれて本当に幸運だったと思います。やっぱり柴田町は住みよいところなのかなあなんて思ったりしたんですけれども、これからもまだこの季節幾つも台風が来ますので、一日も早く生命・財産の心配をしないで暮らせるような柴田町にしたいと思ひますし、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の避難所の受け入れ態勢の方に移りたいと思ひます。

業者との災害協定なんですけれども、今まで協定を結ばなかった理由というのがよくわからないんですね。前回一般質問をしてから、もう1年3カ月たつんです。その協定を結ばなかった理由というか、その辺がちょっと、ずっとどうしてかな、どうしてかなと思っていたものですから、もう少し聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 町長の答弁にもありましたように、災害協定につきましては四つの協定、あと一つの協定ということで五つ協定しております。それで間に合うのかどうかという形の検討もございました。また、もう一つは、協定を単独の町だけで結ぶのではなくて、広域的にとらえて2市7町が同じ協定先と結んだらどうかという発案等もございました。そういったのも含めて

検討してまいりました。

また、県の方の動きとしては、協定という形でなくて、登録制をとるという形になりましたので、その辺の検討もということで延びてきたのが現状でございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 登録方式というのは、県内よその自治体でもやられていることなんでしょう。みやぎ生協では県内18の自治体と災害協定を結んでいるんですね。県南では名取、岩沼、亘理、山元、白石と結んでいるんです。特に白石市は単独で、去年の段階ですけれども、12の事業者と協定結んでいるんですね。いろんな事業所と協定を結ぶことができ、これで一安心と風間市長がおっしゃっていたということなんですから、こういうことを見ても、柴田町って本当にみんな安全な町だと思っているのかなという感じがしてしょうがないんですけれども。

みやぎ生協、もし、みやぎ生協でなくほかのところと言うんでしたら、ほかのところとどんどん結んでいいと思うんですね。ジャスコなんですから、ジャスコの小千谷店は、中越地震のときに小千谷店の大型駐車場を避難所として開放しているんです。そこではジャスコの方から仮設トイレを10基入れたとか、550人の被災者に対して3食食事を出したとか、そういうこともやっているんですね。

武蔵野市の例ですと、武蔵野市は横河電気と災害協定というのを結んでいます。協定の中身等ですけれども、横河電気ですから災害のときに何かの役に立つとかという会社ではないんですよね。協定の主な内容は、井戸水の提供、それから診療センターやグラウンドなどの施設の開放、グラウンドには災害用のトイレが20基あります。それは一応名目上は社員のためなんですけれども、災害のときには地元の皆さんに提供しますということです。そのほかにかまどとか医薬品なども備蓄しているんです。

柴田町はお金がないのはみんなわかっているんで、せめて町内のいろんな事業所と協定を結んで、少しずつでも協力していただいたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 協定につきましては、町長が答弁したとおり、今現在、話し合っているところが数件ございます。生協さん初めイオンさん、あとコメリさん、そういったところ、あと山崎パンさん、そういうところがございます。その今話を進めているところにつきましては協定を結びまして、あと町内の業者とか、あと今後、業者の方から協定を結びたい等ありましたことについては登録制をとってまいりたいということで考えております。

なぜ登録制にするのかでございしますが、協定にすると、ある程度の縛りも出てまいるかと思
います。そういったことも考えまして数社との協定、あとは登録制で、必要なときに必要な
ものを登録していただいた業者の方から納めていただくという形で考えております。町内の業者
についても、そういった商工会を通して登録をこういった形で登録をしてくださいという形で
進めてまいりたいと思っております。協定したから、協定者が協定を結んだ業者から優先して
買うと、そういうことはございません。必要に応じて登録していただいた業者からも物資を納
入していただくという形になろうかと考えております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 登録制というの、ちょっとよくわからないので、どういうふうに登録を
して、どういう物資がどういう形で入ってくるのか、ちょっと説明していただきたいんですけ
れども。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 登録制につきましては、今、食料品という形、衣食とか、そうい
った形がありますが、登録制につきましては、トイレを初め、水、食料品関係ですね、衣類関
係、その他建設機械等も登録という形になろうかと思っています。

仙台市の例を見ますと、登録していただいた業者の例でございしますが、うちは災害に遭った
場合は人手を提供します。人員を提供します。私の方では建設機械等を提供しますという、さ
まざまな登録制でございします。ですから、こちらからお金を出すんでなくて、登録していただ
く業者の個性でもって無償でその人員を提供する、そういったことも含めて登録制度を県の方
では採用している状況でございします。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 大体はわかったんですけども、大体単品で登録ということなんです
か、灯油は灯油屋さん。はい、大体わかりましたけれども、ただ、山崎パンさんも直で締結し
た方が迅速に対応できるということで、わざわざあちらから言ってくださったんですよ。水
害のことを聞きにいったときに向こうから声をかけてくださったので、その登録制がいいのか
協定がいいのかということは、ちょっと調べてみないとわからないんですけども、みやぎ生
協の場合ですと、協定を結ぶ自治体が今ふえているので、今までは1対1で打ち合わせをして
いたんですけども、これからはいろんな自治体の方を一堂に集まっていただいて、実務者同
士の詳しい打ち合わせをするということです。それで、そういうところに行けばよその市町村
も状況もわかるということで情報交換の場としてはすごくいいと思うんですね。

私がみやぎ生協と言ったのは、下名生に協同購入部がありまして、あそこには町内を毎日回っている車が十何台とあるんです。よその被災地の話を聞きますと、よそからのボランティアとか派遣されてきた方たちは地理がわからなくて、物資を配達するのにも地理のわかっている人より何倍も時間がかかるというんですね。道路もあちこちで寸断されてまして、町内の様子がわかっている人は早くに対応できるということで、みやぎ生協は協定先としていいんじゃないかなと思ったわけです。

では、登録制ということをもうちよっと私の方も調べてみたいと思います。

要援護者なんですけど、要援護者というのは福祉避難所と別に質問はしたんですけども、要援護者は基本的には福祉避難所に入る人が多いのではないかなと思うんですね。

阪神淡路大震災のとき 6,000人以上の人が犠牲になったわけですけども、そのうち、約 5,000人が直接死、家の下敷きになって亡くなった方、そのほかの大体 1,000人の方が間接死ということなんです。その 1,000人の中の亡くなった主な原因が被災者に厳しい避難所の環境ということなんです。トイレに行く回数を減らすために飲み水を減らす。食べ物を食べない、とらない。夜中にトイレに行くのがつらいので、高齢者の場合、夜中に何回も起きてトイレに行きますので、周りの人に迷惑をかけるということで、一番寒い1月、2月、体育館の出入り口に近いところで休まれた方が多いそうなんです。そういう方が風邪をひいたり肺炎になったりして亡くなっていますし、それから水分を減らしたために、今さらさら血とかという言葉がブームのようになっていますけれども、脳梗塞を起こしたり心筋梗塞を起こしたりして亡くなった方が主な、その他の 1,000人の多くだそうなんです。

この一番の要因がトイレの問題なんですよね。何人の方が被災者になるかわからない状況なので、備蓄がどのぐらい必要なのかというのは、なかなか難しい問題だと思うんですね。

専門家の方でトイレのことをちょっと読んだことがあるんですけども、昔ながらのくみ取り式のトイレは災害のときには結構有効だと言います。容量が大きいですね、水も必要ない。今ある、例えば一番最初に建てかえをしなければならぬ船岡中学校の体育館ありますね。あそこの体育館のトイレはくみ取り式なんです。ですから、もし体育館を建てかえるときにも、このくみ取り式のトイレは災害のときに使えるように何らかの形で残しておくとか、今ある公共トイレで使えるものは、お金もかけないで済みますし、ある程度残しておく。今あるトイレの1割水洗だったら対応できると、その専門家の方は言っているようですけども、下水道が使えなくなることで水道が使えなくなることで、二つトイレの問題ありますけれども、くみ取り式だと、そちらのどちらも水の方もクリアできると思うので、水源の場合は複数ということ

ですけれども、トイレの場合も複数の方式使えるような形で残しておく。それから備蓄をするという、いろんな方面からの対応をするべきではないかと思っています。

トイレなんですけれども、将来的には避難所それぞれに置くような形を考えているんでしょうか。それとも1カ所に置くようになりますか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 基本的には、今現在は1カ所に簡易トイレを30基ということで備蓄しております。

今後の避難所につきましては、ある程度1個なり何個なりは、とりあえず当座のそういった集会所関係ですね、そういったところには最低でもそういったのを配置していきたいということでは考えております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 先ほども小丸議員の話でトイレの話が出てきましたけれども、1日2日食べなくても死なないけれども、トイレは避難所に入ったら1時間ぐらいにはもう必要となってくるものなんですね。

それで、神戸市環境局の職員の方がおっしゃっていた言葉なんですけれども、トイレのくみ取り屋さんの組合のようなものがあるんですね。そこからくみ取りと仮設トイレがすぐに必要になるから、その計画を大至急立てるべきだという助言をもらったんです。阪神大震災のことですけれども、避難所でどのくらいトイレが必要なかもわからず、問題になっているという声も最初はそれほど聞こえてこなかったもので、深刻な事態がすぐにやっばいとは思っていませんでした。事態がどのように推移するのか見きわめてから対策を立てようとしたため、数日を無為に過ごす結果となってしまったということです。

食料の方は3日もすれば、全国からの支援が来ると言うんですけれども、トイレも3日我慢することはできませんので、私、食べ物や飲み水も大事ですけれども、それよりもトイレが一番重要だと思っています。トイレの方の対策は真っ先に立てるべきだと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 森議員おっしゃるとおりだと思っています。

先ほどの協定でございますが、その食べる、着る、それだけではなくて、トイレのレンタル会社とそういった協定も必要であろうかと思えます。それぞれの必要な分野における協定なり登録なり、そういった形でこれからお願いし登録してもらおう。協定結ぶところは協定結ん

で、優先的にこちらの方に回してもらおうという形で進めたいと思っております。まして柴田町にはリース会社が余りございません。2社くらいしかございませんので、そちらの方から優先的に大規模災害があった場合はそのリースの確保という形で協定なり登録という形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） ちょっと前後してしまっただけですけども、水ですね。最近になってわかったことなんですけれども、仙台でも井戸ボランティアという名称で災害時の井戸の備えをしているそうです。柴田町では何か井戸に、少なくとも今使われている井戸に対しての、どこにどのくらいの井戸があって、利用できる状態になっているかというのはつかんでいるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 現在、柴田町で井戸を持っているということで保健所の方に登録してありますのが143カ所ございます。ほとんどが槻木の在、あと船迫の在地区ということでございます。町場にありますが12カ所ということです。都市計画区域外については、ほぼ12件ぐらいしかないという数字になっております。その井戸につきましても、ほとんどが生活用水ということで、飲料用の井戸ではないという形になってございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 飲料用ではないということは、細菌検査をしてないということですか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 保健所の方で検査した結果、飲料水には不適當であるという結果が出ておりますので、そういった形から、ほとんどが生活用水用の井戸という形になっております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） ということは、今までもうちょっと私は気楽にあちこちに井戸が残っていて飲み水として使えるんじゃないかななんて思っていたんですけども、そうしますと飲料水の確保ということも重要になってきますよね。

町の防災計画ですと、入間田の方の水と書いてありましたね、七ヶ宿の水以外は入間田の水。先ほど給水車でということでしたけれども、給水車で、被災者の数とかによるんですけども、給水車でどの程度運べるというか、何世帯分の水を確保できるとお考えでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 給水車でございますが、柴田町の上下水道課、そちらで持っている給水車が1台ございます。そのほか、対応としては、やはり近くでございます自衛隊、そちらの方に応援をお願いせざるを得ないという形で考えております。また、そうなれば宮城県の管工事組合、そちらの方からの応援という形もあろうかと思えます。避難所等についての水につきましてはペットボトル、そういったもので確保しまして、災害に遭わない、遭わないというか、避難所に行かなくても自宅で生活できる方については、そういった給水車で水の供給という形で考えております。ですから、何台というよりも、まず数多くのもをお願いするという形でいかななくてはならないということでは思っております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 飲み水は買って飲むということですがけれども、でも少なくとも生活用水ですね、もし飲料用として適さないものでも、ある程度近所の人が使えるように、下水管が何でもなければトイレは使えるわけですから、その辺を町で、住民の方で井戸を完備している方の協力をもっといただくということを考えてもいいんじゃないかと思えますが。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） おっしゃるとおりだと思います。井戸を持っている方については、やっぱり共助の助け合いという形から考えて、自主防災組織の方で、この地区にはこの方が井戸を持っていますよという形で、その中でその生活用水としての協力がいただけるかどうか、そういった形で、災害に遭ったときは井戸も貴重な財産でございますので、そういった活用の方法を自主防災組織の方に情報を流して、一緒にその所有者と話し合いながら活用を図ってまいりたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 先ほどから自主防災組織という言葉が随分出てきましたけれども、そうしますと、もう自主防災組織の果たす役割というのはすごく重くなってくるわけですね。ということは、もう横の連絡とか役場との連絡を密にして細かいことまでも練っていかないと、とてもいきなり地震が来たときなどには対応し切れないんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 1から10まで自主防災組織というのではございません。大規模災害が起これば、行政なり消防なり警察の手がそこに回るといのはなかなか難しいと考えております。ですから、2日か3日間は自主防災組織の方でそういった対応をしていただいて、その後は行政が行うという形になろうかと思えます。二、三日間はやはり自主防災組織に頼らざ

るを得ないのかなという形で考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 先ほどの話で15ですか、自主防災組織が訓練をしたということでしたけれども、よその方の話で、自分のいる行政区では全く何も自主防災組織の話が聞こえてこないけれども、どうなんだろうというような心配をされている方がいるんですけれども、やっぱり3日間自主防災組織にいろいろなことをお願いするとなると、自主防災組織ができたからおしまいということではなくて、これから本当にもういろんな仕事がふえてくるということですよ。そうしますと、地域にばらつきがないように、取りこぼされる地域のないように管理監の方でもいろいろ手を打たなければならないと思うんですけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 確かに40行政区のうち現在組織されているのが35の地区ということになっております。35の地区においても若干の温度差はあります。訓練をやっている地区、まだ行っていない地区、そういったのもございます。そういったことで、まずある程度のもののマニュアル的なものを自主防災組織の方にお示ししていくと。先ほど小丸議員さんの方にもお答えしましたが、やはりその組織としてのこういった活動も、活動というか、そういった内容もこうあるべきですよという形をお示しして、それで、それぞれの自主防災組織で検討していただくという形で考えております。

また、その組織の会長さんにも研修ということで実際8月の末ですが、東松島市の方に旧矢本町です。実際その災害に遭った自主防災組織の会長さんからお話を聞いてきて、実際自分たちが何をやらなくていいのか、どういったものをそろえなくていいのか、どういった活動をすればいいのかという生の声を聞いてきて、それなりに効果はあったものと思っております。

今後もそういった生の声を聞く研修、あとは、そういった組織上、運営上のマニュアル的なものをやはりお示しして活動にもっていただくという形をとっていかなくてないという形で思っております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 次、先ほどのとばしてしまった要援護者なんですけれども、福祉避難所をこれから考えていくということでしたけれども、どういう形で、まず最初に避難所に来ていただいて、その方を振り分けるということなんですか。

あとは、その福祉避難所には、どういうところを何カ所ぐらい考えておられますか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 大規模災害が起きた場合は、まずは避難という形になります。一番身近な一番近くのところに避難をしていただく。それが一番まずは安全だろうと思っております。その後において、そこでの避難生活が合わない方につきましては、福祉避難所的なものに移動していただくという形で考えております。まずは第1次避難所という形で考えております。

その避難所でございますが、どういったところがいいのか今検討中でございますが、まずは福祉施設、福祉施設というか、常盤園なり何なり、そういった形の施設がございます。そちらの方とお話をして受け入れをしていただく、そういった協定も必要であろうと思っております。また、そういった必要にあっている方は各地区にいると思われれます。そういったことから、1カ所2カ所ではなくて、デイサービスセンターとか、そういった形で行っているところも受け入れていただけるのかどうか、そういったところも検討というか、お話し合いをしていただいて、短期になるかもわかりませんが、そういったところでも受け入れをしていただくような話し合いを進めてまいりたいと思っております。

また、避難所につきましても24の避難所につきましても、もし全部が全部使わないのであれば、どこか1カ所をその専門の福祉避難所、そういった形で、そうなった場合どの施設がより効果的な避難所として活用できるのか、その辺も検討してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） 高齢者の方でも障害者の方でも、それぞれ一人ずつさまざまなハンディを持っているわけで、車いすの方もいれば寝たきりの方もいる、障害者の方も目の悪い方もいれば耳の悪い方もいるということで、対応が大変難しいと思うんですね。オストメイトの方のことも考えに入れて、いろいろ対策、福祉避難所のことも検討していただきたいと思っております。

あと、先ほど外国人の方の話も出ましたけれども、現在、柴田町に居住されている方で日本語が通じないような方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 大変申しわけございませんが、外国人の方が日本語を話せないという数は押さえてございません。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

○4番（森 淑子君） それから、避難所なんですけれども、避難所で実際に被災者、被害があったところの報告を見ますと、避難所に指定されていないところに、集会所のようなところに入る方も自主的に入ってしまう方もたくさんいらっしゃるようなので、そういう方面の把握も大

変になってくると思うんですね。食料や飲料水なんかを支給するのも決められた避難所以外のところにもたくさんいるということで、また、そういうところではまた避難所とは別にトイレも必要になってくるわけで、いろんな製品が出されていますので、いろんなところで対応できるような仕組みをこれから考えていただきたいと思います。

地域防災計画、これから大幅に書きかえるということなんですけれども、今あちこちで地震から水害からひどくなることは確実で、地震ももうあしたにでも起きるかもしれないということですから、綿密に計画を立てて、安全・安心な柴田町に住民が暮らせるように仕組みを考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（伊藤一男君） これをもって、4番森 淑子さんの一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時37分 散 会
